

(資料) 2

H29.2.13 懇話会

(案)

岩倉市男女共同参画基本計画

改訂版

2016 — 2020

みんな
地域でともに支えあい、

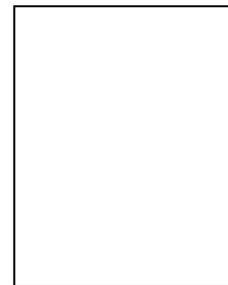
生活と仕事が調和するまち 岩倉

平成 29 年 3 月

岩倉市

はじめに

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、1999年（平成11年）制定の男女共同参画社会基本法前文では21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。



本市においては国の基本法制定に先立つ1998年（平成10年）3月、男女が自立して自分の人生を主体的に選択し、ともに認め、支えあう男女共同参画型社会の実現をめざして「岩倉市女性行動計画」を策定し、この計画に沿って男女がともに参画し、真に心の豊かさを実感できる社会の実現をめざしてきました。

さらに、この「岩倉市女性行動計画」に続き策定した「岩倉市男女共同参画基本計画 2011－2020」では、基本理念を「^{みんな}地域でともに支えあい、生活と仕事が調和するまち 岩倉」とし、計画期間が同じである第4次岩倉市総合計画との整合を図りつつ施策の内容などを定めています。

この度、「岩倉市男女共同参画基本計画 2011－2020」策定から5年を経過し、また第4次岩倉市総合計画が2016年度（平成28年度）に改訂されたこともあり、この基本計画も見直しを行いました。折しも同年に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が完全施行されたこともあり、一体として取り組んでいくことも見直しの方針のひとつとなっています。また、施策を担う本市関係部門を明確することにより、よりいっそう男女共同参画の推進に取り組んでいけるように改めています。

本計画の推進に当たっては、本市関係部門の横断的な連携とともに、市民の皆様とともに地域において協働して活動していくことが不可欠です。どうか今後とも市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この基本計画の見直しに当たり、ご指導ご協力をいただきました「岩倉市男女共同参画懇話会」委員の皆様をはじめ多くの方々に、心から厚くお礼申し上げます。

2017年（平成29年） 3月

岩倉市長 久保田 桂朗

目 次

1 国、愛知県、岩倉市の取組	1
(1) 国内・世界の動き	1
(2) 愛知県の動き	2
(3) 岩倉市の取組	2
2 基本理念	4
3 計画の性格	5
4 計画の期間	5
5 計画の体系	6
6 計画のめざす方向と取り組むべき施策	8
基本目標Ⅰ 男女が尊重しあう意識改革を進める（意識啓発の継続）	8
基本目標Ⅱ 多様な世帯の安心な暮らしを形成する（家庭生活環境づくり）	16
基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルに対応した就業・雇用環境を形成する （就業・雇用環境づくり）	28
基本目標Ⅳ 男女がともに参画する地域社会を形成する（地域活動環境づくり）	36
7 計画の推進	44
参考資料	45
岩倉市男女共同参画懇話会委員名簿	45
策定の経緯	45

国、愛知県、岩倉市の取組

(1) 国内・世界の動き

男女共同参画社会の形成に向けての世界の動きについては、1975年（昭和50年）の国際婦人年に第1回世界女性会議が開催され、1979年（昭和54年）の国際連合総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。1995年（平成7年）、北京で開催された第4回世界女性会議において、「女性の権利は人権である」とうたった北京宣言と、女性のエンパワーメントのためのアジェンダ（議題）を盛り込んだ行動綱領が採択されました。2000年（平成12年）には、ニューヨークで国際連合特別総会「女性2000年会議」が開催され、北京宣言と行動綱領の完全実施に向けた政治宣言及び成果文書が採択されました。さらに、北京宣言から10年が経過した2005年（平成17年）には、第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」が再確認され、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求めることが宣言されました。

我が国における取組は、1946年（昭和21年）に公布された日本国憲法において男女平等が保障されて以来、女性の地位向上のための活動が進み、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」が策定され、1985年（昭和60年）には「女子差別撤廃条約」が批准されました。その後、1986年（昭和61年）「男女雇用機会均等法」、1992年（平成4年）「育児休業法」が施行され、1995年（平成7年）「育児・介護休業法」が成立、また、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（ILO156号条約）」が批准され、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が成立しました。

さらにこの後、男女共同参画社会の実現に向け、2000年（平成12年）に男女共同参画基本計画、2005年（平成17年）に「第2次男女共同参画基本計画」が策定されました。この間、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の施行、2002年（平成14年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の完全施行、2003年（平成15年）に「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」の成立が進み、2010年（平成22年）に「第3次男女共同参画基本計画」、2015年（平成27年）に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されています。また、2015年（平成27年）9月に、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法といいます。）」が施行されるなど、女性の活躍推進に向けた動きが拡大しています。

(2) 愛知県の動き

愛知県では、1976年（昭和51年）に青少年婦人室（1993年（平成5年）青少年女性室に、2000年（平成12年）男女共同参画室に名称変更）が設置されました。1982年（昭和57年）には、『第5次愛知県地方計画』に「婦人部門」が位置付けられ、婦人の地位向上と福祉の充実を目標に施策が推進されました。

1989年（平成元年）には2000年（平成12年）を目標とする『あいち女性プラン』が策定され、1996年（平成8年）には「愛知県女性総合センター（ウィルあいち）」が開館するなど、女性の自立や社会参加を促進するための施策が推進されました。

21世紀に入り、2001年（平成13年）には『あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～』が策定され、2002年（平成14年）には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。『あいち男女共同参画プラン21』については、その後の社会経済情勢の変化等に対応するため、2006年（平成18年）に改定され、新たに取り組むべき課題の設定をはじめ、数値目標項目の拡大、目標数値の引上げを行うなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組の一層の推進が図られています。2010年度（平成22年度）には、『あいち男女共同参画プラン21』が改訂され、『あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～』、2016年（平成28年）には新たに『あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～』が策定されました。

(3) 岩倉市の取組

本市における男女共同参画事業は1977年（昭和52年）公民館講座で開講された婦人学級として始まりました。当時の社会教育課（現在、生涯学習課）が公民館講座を担当し、かつ女性施策も担当していました。婦人学級開設当初は料理や趣味の講座が主流でしたが、女性就業者数が家事専業者数を上回った1984年（昭和59年）頃から「男は仕事・女は家庭」という性別役割分担意識是正の啓発とともに婦人問題学習講座や職業生活準備セミナーが開かれるようになりました。また、この婦人学級は1980年（昭和55年）から自主企画・自主運営という市民と行政が共同で学習プランを企画し、運営するという当時としてはユニークな方法が採られていました。1987年（昭和62年）には高齢社会を控え、「女性の生き方と老後を考える」講座を開催し、「婦人学級からの提言」を行いました。ここで提言された高齢者介護サービスや、女性問題懇話会の設置などが実施に至りました。婦人学級はその後、「女性の目で見たまちづくりセミナー」の開催と、市広報への「婦人の提言」の連載（1987年（昭和62年））、女性の意見や要望を市政に反映させようと市長との懇談会を開催（1988年（昭和63年））、続いて「女性の生活実態と意識に関する調査」を実施し、受講生の男女を問わず経済、福祉、健康、教育、まちづくりの5分科会構成による「生涯学習フォーラム」を開催（1989年（平成元年））するなど女性が積極的に参画する活動を行ってきました。1992年（平成4年）から、この婦人学級が女性サロンに、さらに2000年（平成12年）から男女共同参画セミナーに改称し、現在も自主企画の学習プログラムに取り組んでいます。

また、公民館講座という枠を越えた「岩倉女性フォーラム」が1990年度（平成2年度）に初めて開催されました。公募のボランティアスタッフにより、まちづくり、高齢者・介護に関わる問題など、広く市民が参加できるフォーラムとして取り組まれました。この女性フォーラムは1998年度（平成10年度）から男女共生フォーラム、2000年度（平成12年度）から男女共同参画フォーラムと名称を変え、男女共生、家族と家庭の関係、あるいは音楽や映画まで多岐の分野にわたり、2006年度（平成18年度）まで開催されてきました。

このように市民と行政が協働し、様々な取組を行って行く中で本市は、1993年（平成5年）、男女が互いの人権を尊重し、信頼し、誇りを持って暮らし続けることができるまちづくりを進めるために、「岩倉市女性問題懇話会」を設置しました。この懇話会による『岩倉市女性行政施策への提言書—21世紀に向けて男女共同参画型社会の実現を—』は、それまでの本市の女性行政施策のあゆみの集大成であり、その後の指針となる第一歩でした。

この提言を受け、本市は「岩倉市女性行動計画」策定に向けて第2次にあたる「岩倉市女性問題懇話会」を1995年（平成7年）に設置、翌年、提言された行政内部の体制整備を図るために「岩倉市女性行政庁内連絡調整会議」を設置しました。1997年（平成9年）、懇話会により、「個性が尊重される男女平等・自立社会の形成」を基本理念とする『いわくら女性プラン21・岩倉市女性行動計画』が策定されました。この計画を推進するにあたり、男女共同参画行政施策の連絡・調整に関する事務などを所掌する「岩倉市女性行政推進会議」（2002年（平成14年）に「岩倉市男女共同参画行政推進会議」に改称）を設置して、プラン実現に向け取り組んできました。

『いわくら女性プラン21・岩倉市女性行動計画』は2010年度（平成22年度）までを計画期間としており、男女共同参画に係るこれまでの取組を今後より一層効果的に推進していくために、『岩倉市男女共同参画基本計画2011—2020』を策定しました。

2016年度（平成28年度）から男女共同参画業務を総務部協働推進課が所管することとなり、おおむね中間年であることから基本計画を見直すこととし、改訂版を策定しました。

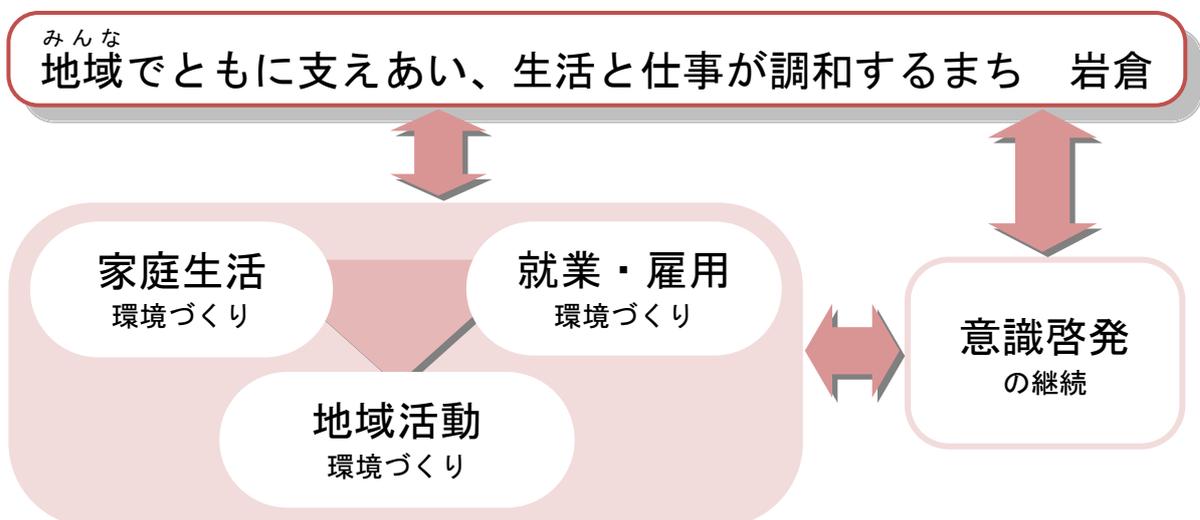


男女共同参画社会、すなわち女性も男性も性別に関わりなく、市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮でき、生きやすい社会を実現することが求められています。

岩倉市においては、男女共同参画社会基本法が成立する以前から、婦人問題学習講座や就業生活準備セミナーなどが市民主体で進められてきました。こうした市民の活動が、『岩倉市女性行政施策への提言書』に結実し、これを受けて『いわくら女性プラン21・岩倉市女性行動計画』が策定されました。以後、男女が自立して自分の人生を主体的に選択し、ともに認め、支えあう男女共同参画社会の実現を目指してきました。行政機関において審議会等への女性登用率の向上に取り組むとともに、地域社会における男女共同参画の普及・啓発に努めてきました。しかしながら、国や県が行った意識調査でも、家庭や職場、地域での男女の性別による固定的な役割分担意識が依然として表れています。また、女性の社会参加や共働き世帯の増加など人々の生活が多様化し、子育て世代の20歳代後半から30歳の女性の就業率は近年上昇しているものの、20代前半や40代、50代と比べると依然として低くなっています。女性に比べて男性は、労働時間が長い上に、法や制度が整いながらも育児休業取得率が低いなど、職場環境の改善が進まないのが現状です。働き方や子育てに対する市民の生活スタイルの変化に、社会的基盤が必ずしも対応したものにはなっていません。

10年後に向け、人口減少や少子高齢化が着実に進む中、男女を問わずいきいきと暮らせる岩倉市を創造するために、男女共同参画に関する意識啓発に継続して取り組まなければなりません。生活の基盤となる育児・教育・介護などライフステージに応じた様々な社会サービスを楽しみ、多様なニーズに対応した就業・雇用環境の形成によって経済的に自立した市民が互いに支えあいながら地域に貢献できる環境づくりが必要不可欠です。それは、市民一人ひとりが、家庭生活、職場、地域活動など様々な場面において、同じ地域に住む者どうしがお互いを尊重し、理解しあい、それぞれが自分なりの役割を持って能力を発揮しながら、みんなでともに支えあう調和のとれた社会を目指すことでもあります。

本計画ではこのような認識に立ち、「^{みんな}地域でともに支えあい、生活と仕事が調和するまち 岩倉」を基本理念とします。



3

計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）第 14 条の 3 に基づいて定めた岩倉市における男女共同参画の基本的な計画です。岩倉市における男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を位置付けています。

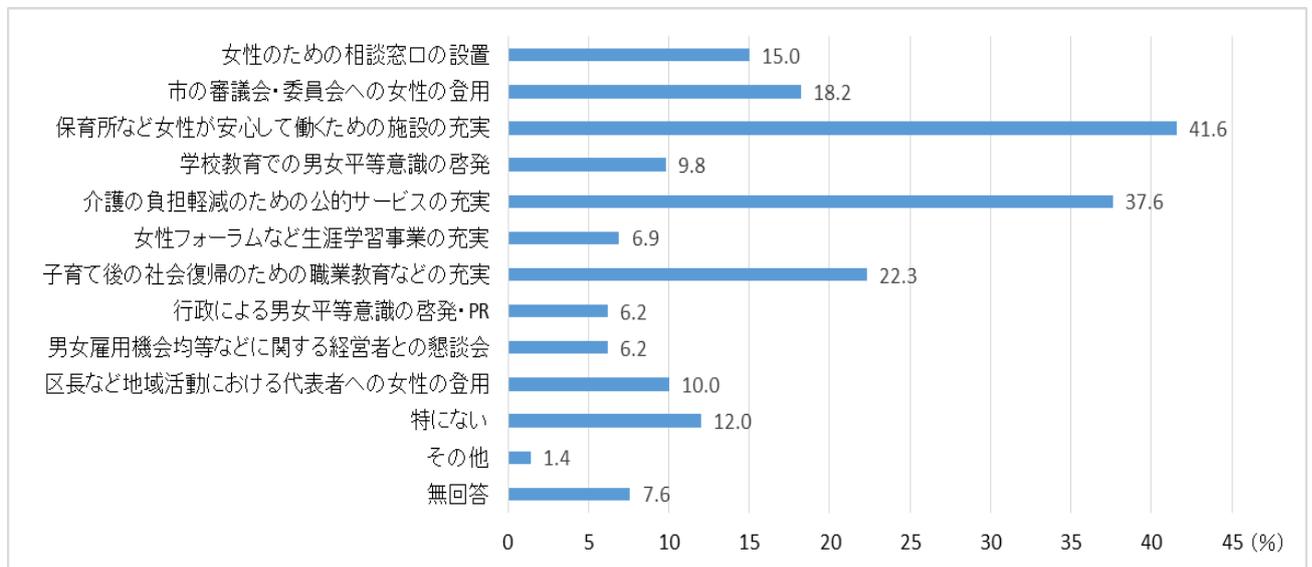
なお、基本目標Ⅲ及びⅣは、女性活躍推進法第 6 条に基づく推進計画として位置付けられません。

4

計画の期間

本計画は 2011 年度（平成 23 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）までの 10 年間に計画期間としますが、男女共同参画に関する社会状況の変化を勘案し、おおむね中間年である 2016 年度（平成 28 年度）に改訂版を策定し、2017 年度（平成 29 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）までの 4 年間に改訂後の計画期間としています。

■男女共同参画に関する施策への要望（岩倉市）



資料：岩倉市「平成 25 年度市民意向調査報告書」

基本理念

P. 4

地域^{みんな}でともに支えあい、生活と仕事^あが調和するまち 岩倉

基本目標

基本目標 Ⅰ

男女が尊重しあう意識改革を進める
(意識啓発の継続)

基本目標 Ⅱ

多様な世帯の安心な暮らしを形成する
(家庭生活環境づくり)

基本目標 Ⅲ

多様なライフスタイルに対応した就業・雇用環境を形成する
(就業・雇用環境づくり)

基本目標 Ⅳ

男女がともに参画する地域社会を形成する
(地域活動環境づくり)

基本目標

Ⅲ Ⅳ

『女性活躍推進法第6条に基づく推進計画』に位置付け

計画の推進

- ・「岩倉市男女共同参画懇話会」－市民、学識者及び行政職員等による協議や評価
- ・「岩倉市男女共同参画行政推進会議」－庁内関係各課の連絡調整

基本方向		取り組むべき施策	頁	
1 男女共同参画社会に対する理解の促進	(1) 啓発活動の推進		8	
	(2) 学校教育を通じた男女共同参画社会への理解			
	2 男女共同参画社会に向けた市民活動への支援	(1) 生涯を通じた学習機会の提供		10
		(2) 地域における市民活動への支援		
3 女性・子ども・高齢者等に対する暴力の根絶	(1) 暴力の根絶に関する啓発活動の推進	12		
	(2) 女性に対する暴力の根絶			
	(3) 児童虐待の防止・早期発見			
	(4) 高齢者虐待の防止・早期発見			
4 人権の尊重	(1) 人権に関する教育・啓発の推進	14		
	(2) セクシュアル・ハラスメント防止の啓発			
	(3) 国際理解と国際交流の推進			
	(4) 人権を尊重した表現の推進			
1 多様なニーズに対応した子育ての支援	(1) 母子の健康づくりの支援	16		
	(2) 子育て、子育て・親育ち支援			
	(3) 子どもを守る地域環境の整備			
2 高齢者の暮らしの支援	(1) 高齢者が安心して生活できる環境づくり	19		
	(2) 高齢者を支える体制の充実と権利擁護			
3 生涯を通じた男女の健康づくりの支援	(1) 性差を踏まえた健康づくり	22		
	(2) 不妊治療対策の推進			
	(3) 性感染症対策や性教育の推進			
	(4) 成人の健康づくりの支援			
	(5) 高齢者の健康・生きがいづくりの推進			
	(6) スポーツ活動の充実			
4 様々な家庭への支援体制の整備	(1) ひとり親家庭への支援の充実	26		
	(2) 障害者の生活安定と自立支援			
1 多様な働き方の普及と就業能力の形成	(1) 雇用対策の充実、就業・生活支援	28		
	(2) 人材育成・能力開発の支援			
2 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	(1) 労働環境の整備	30		
	(2) 女性の就労環境改善に向けた普及・啓発・支援			
3 仕事と家庭が両立できる環境の整備	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及	32		
	(2) 家庭生活・地域活動における男女共同参画の促進			
	(3) 両立を支える支援の充実			
1 政策や方針決定の場への参画の促進	(1) 審議会などへの女性の参画の拡大	36		
	(2) 女性の人材育成と能力開発			
	(3) 市職員の実力の活用と職場環境の整備			
2 地域社会への参画の促進	(1) 市民活動・市民協働の活性化	40		
	(2) 地域コミュニティ活動の充実・支援			
3 地域ネットワークによる地域活動環境づくり	(1) 地域リーダーの育成	42		
	(2) 地域リーダーのネットワークづくり			
	(3) 子どもや若者の育成支援のためのネットワークづくり			
	(4) 防犯・防災活動や福祉・保健活動への参画の促進			
	(5) 環境活動への参画の促進			

・「岩倉市男女共同参画懇話会」と「岩倉市男女共同参画行政推進会議」による計画的な推進

6

計画のめざす方向と取り組むべき施策

基本目標 Ⅰ 男女が尊重しあう意識改革を進める（意識啓発の継続）

基本方向

1 男女共同参画社会に対する理解の促進

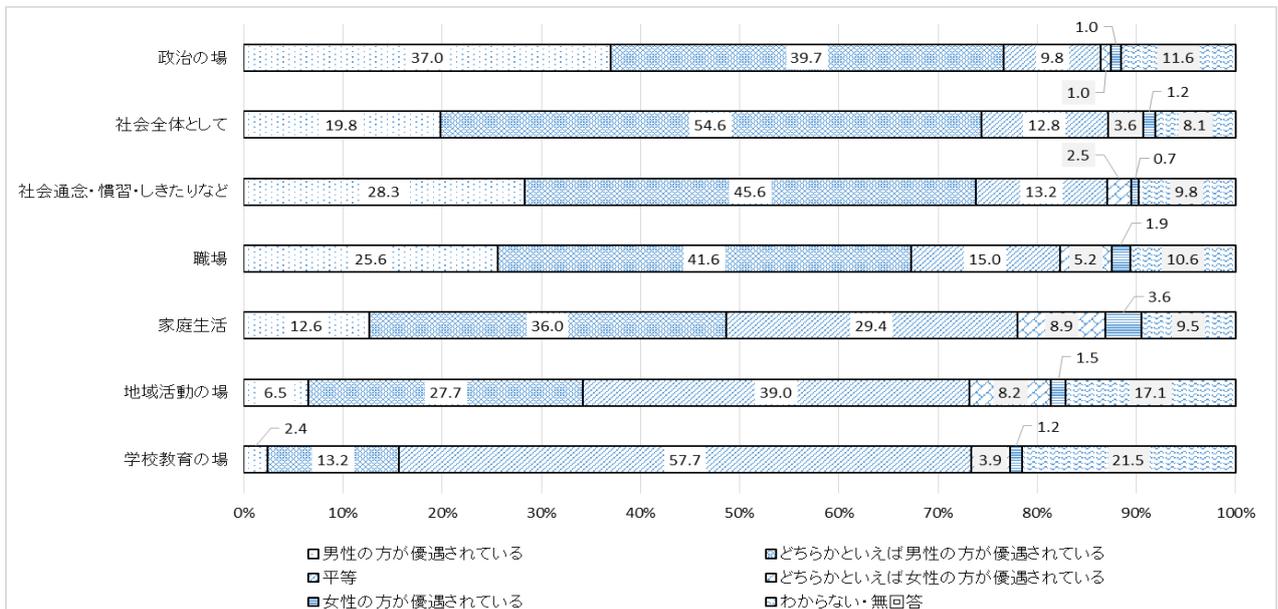
【現状と課題】

本市では、1998年度（平成10年度）から2010年度（平成22年度）を計画期間とする『いわくら女性プラン21・岩倉市女性行動計画』を策定し、「個性が尊重される男女平等・自立社会の形成」を基本理念に、男女が自立して自分の人生を主体的に選択し、ともに認め支えあう男女共同参画型社会の実現を目指してきました。

しかし、社会の様々な制度・慣行の中には、固定的な性別役割分担意識や女性に対する様々な偏見が依然として残っています。男女の地位の平等性については、学校教育の場ではかなり意識が高まっているものの、全体的には男性の方が優遇されているという場面が多く、相変わらず男女の不平等感が残っています。また、愛知県では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方が全国に比べてより根深く残っています。男女共同参画社会を目指すためには、これまであたり前のこととして受け止められてきた社会通念や慣習については、あらゆる角度から改めて見直す必要があります。

性別にとらわれず、それぞれが個人として認めあい、個性と能力が十分発揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、あらゆる分野の様々な階層の人々に向けて、広報・啓発活動を強力に推し進めていくことが大切です。

■男女共同参画に関する意識（愛知県）



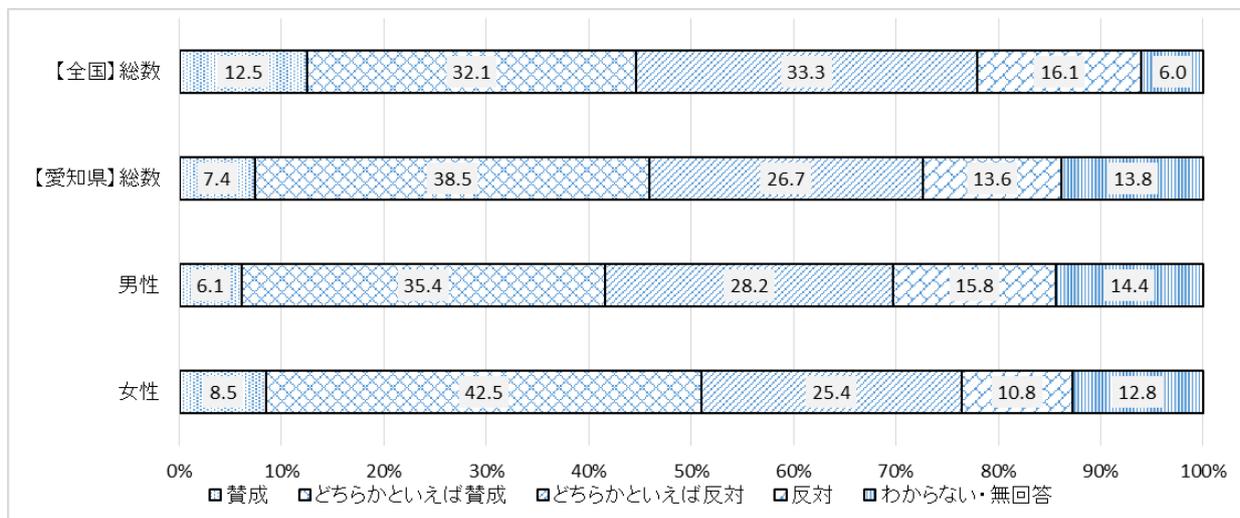
資料：愛知県「平成26年度第3回県政世論調査」（平成26年調査）

取り組むべき施策とその内容	担当課
<p>（１）啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○固定的な性別役割分担意識を是正し、男女共同参画社会の実現に向けて、情報の収集・提供・発信、広報紙やホームページ等による啓発活動を推進します。 ○学校等との協力や男女共同参画フォーラム・セミナーなどを通して、男女共同参画に関する啓発活動を実施します。 	協働推進課
<p>（２）学校教育を通じた男女共同参画社会への理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼少期からあらゆる教育活動の場において、性別にとらわれず子どもの個性や能力・適性などを大切にされた教育が行われるよう、学校等と協力して男女共同参画についての教育を推進します。 ○男女が将来にわたって健康状態や性差に応じた適切な自己管理ができるよう、健康教育や性教育を推進します。 ○互いの人間性を尊重し、命の大切さを認めあう心を育てる教育を推進します。 ○男女平等観に立った教育が推進できるよう教職員の意識改革を進め、学級運営等の改善に努めます。 	学校教育課

成果指標	現状値		目標値	
	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
男女共同参画社会形成のための啓発活動や環境づくりに満足している市民の割合（％）	80.3	80.9	83.0	85.0
小中学校の教育活動が充実していると感じている市民の割合（％）	75.8	76.4	80.0	85.0

成果指標は、第 4 次岩倉市総合計画から引用。

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な役割分担に対する意識



資料：愛知県「平成 26 年度第 3 回県政世論調査」（平成 26 年調査）
内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成 26 年 8 月調査）

基本方向

2 男女共同参画社会に向けた市民活動への支援

【現状と課題】

本市における男女共同参画社会に向けた市民活動は、1977年（昭和52年）の公民館講座で開講された婦人学級に端を発し、30年以上もの長い取組を積み重ねてきました。1990年度（平成2年度）には「岩倉女性フォーラム」を初めて開催し、その後「男女共生フォーラム」、「男女共同参画フォーラム」と名称を変えながら、2006年度（平成18年度）まで市民と行政との協働により取り組んできました。また、2000年度（平成12年度）からは、岩倉市男女共同参画セミナーが市民実行委員会による生涯学習講座として毎年開催されています。この間、男女共同参画に対する法制度の整備も進み、男女共同参画への関心や社会的意識も高まりつつあります。

しかし、家庭や地域において、男女共同参画社会に向けての十分な理解が進んでいるとはいえません。実績を重ねてきた市民が主体となった活動を支援し、地域に根ざした男女共同参画社会に向けて啓発を推進していくことが求められています。

また、生涯学習を通して、ライフステージに応じた学習機会の提供を図り、男女を問わず自主的・主体的に学習し、自らの学習成果を生かし、自己実現していくための条件整備が求められます。

■岩倉市男女共同参画推進事業

（岩倉女性フォーラム・男女共生フォーラム・男女共同参画フォーラム・サテライトセミナー）

年度	フォーラムのテーマ等	開催日等
平成2	「女性と地域」 ・講演「女性から地域へのメッセージ」（金城学院短大助教授西山八重子氏） ・パネルディスカッション	平成3年3月16日
4	「ともにつころう健康で明るい長寿社会」 ・講演「岩倉市の長寿社会まちづくりへのメッセージ」（日本福祉大学教授 大友信勝氏） ・パネルディスカッション「あんにきに暮らせるまちづくり」	平成5年3月6日
5	「ともにつころう健康で明るい長寿社会」 ・講演「すてきに生きて」（東京家政大学教授 樋口恵子氏） ・パネルディスカッション「あなたはどこで老いを迎えたいですか」	平成6年3月26日
6	「ともにつころう健康で明るい長寿社会」 ・パネルディスカッション「ふれあって人生・ささえあっていわくら」	平成7年3月18日
8	「男女共生社会の実現をめざして」ー男と女のいい関係ー ・ミニコンサート ・パネルディスカッション ・講演「男と女のいい関係」（弁護士 大塚育子氏）	平成9年3月29日
10	「男・女・ひとのオーケストラ」ー心豊かなまちをめざしてー ・講演「音楽と私」（指揮者 松尾葉子氏）・パネルディスカッション	平成11年2月6日
12	「素敵な関係していますか？」ー家族と家庭・女と男ー ・講演「男する、女する、家庭する」（オフィス・タケナガ 竹永睦男氏） ・パネルディスカッション ※セミナーと共同開催	平成12年12月2日
14	「講演会と映画」 ・講演（映画監督 松井久子氏）・映画「折り梅」 ・監督（松井久子氏）、原作者（小菅もと子氏）との懇親会	平成15年2月15日
16	「Mr.シャトナーwith シネマ」 ・映画「ショコラ」・講演（西田シャトナー氏）	平成17年2月26日
18	「ともに生きる」 ・講演会「天野鎮雄さん山田昌さんご夫妻によるトークショー」	平成18年12月16日
23	「地域で作るワーク・ライフ・バランス」 ・講演「人口が減少する社会における男と女の役割」（椋山女学園大学教授 吉田良生氏）	平成24年2月1日

資料：協働推進課

取り組むべき施策とその内容	担当課
<p>（１）生涯を通じた学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様なテーマに対応するため市の関係部署との連携を図りながら、生涯学習活動を通じて男女共同参画に関する学習機会を積極的に導入します。 ○男女がともに精神的、経済的に自立し、日常生活においても自立していけるよう、ライフステージに応じた様々な学習機会を提供するとともに、その内容の充実に努めます。 ○男女ともに積極的に学習に参加できるよう、託児付き講座など学習環境の整備に努めます。 	生涯学習課
<p>（２）地域における市民活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関する市民活動による取組を支援し、市民と行政の協働を促進します。 ○市民活動団体やグループ活動の活性化のため、リーダーの資質向上と育成、研究機会の充実に努めます。 ○男女共同参画に関する場の提供やネットワーク化を進めます。 	協働推進課

成果指標	現状値		目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
男女共同参画に関する講座イベント参加者数（人）	180	77	300	300

成果指標は、第 4 次岩倉市総合計画から引用。

■岩倉市男女共同参画セミナー

年度	セミナーのテーマ	講座回数
平成 12	「素敵な関係していますか？」－家族と家庭・女と男－ ※フォーラムと共同開催	5
13	「自分らしく生きる」	5
14	「ともに生きる社会」－一人にやさしく心豊かな生活を－	10
15	「自分の人生自分が主役」	8
16	「見つめよう自分自身を！大切な人を！」	8
17	「和」－日本のよさ、歴史を見直そう－	6
18	「ともに輝く」	4
19	「認め合い・わかち愛」	3
20	「自分と向き合う・自分を認める」	7
21	「安心人生を送るための知っておきたい“これからの常識”」	6
22	「 ^{ひと} 他人を知り、 ^し 自分を識る」	6
23	「 ^{みんな} 地域で育メン家事メンを楽しむ」	5
24	「夢をつかむはじめの一歩－今からでも遅くない 輝く自分に出会うために－」	5
25	「男女で向き合う理想の介護」－これからの介護を考える－	4
26	「男女で楽しむ理想の食事」－これからの健康を考える－	4
27	「今こそ考えよう『私にとって本当に必要なものとは』」	4
28	「自分らしくいきいき生きる」－10 年先の人生プラン－	4

基本方向

3 女性・子ども・高齢者等に対する暴力の根絶

この基本目標Ⅰにかかる基本方向3「女性・子ども・高齢者等に対する暴力の根絶」のうち取り組むべき施策（2）「女性に対する暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「岩倉市DV防止計画」とみなします。

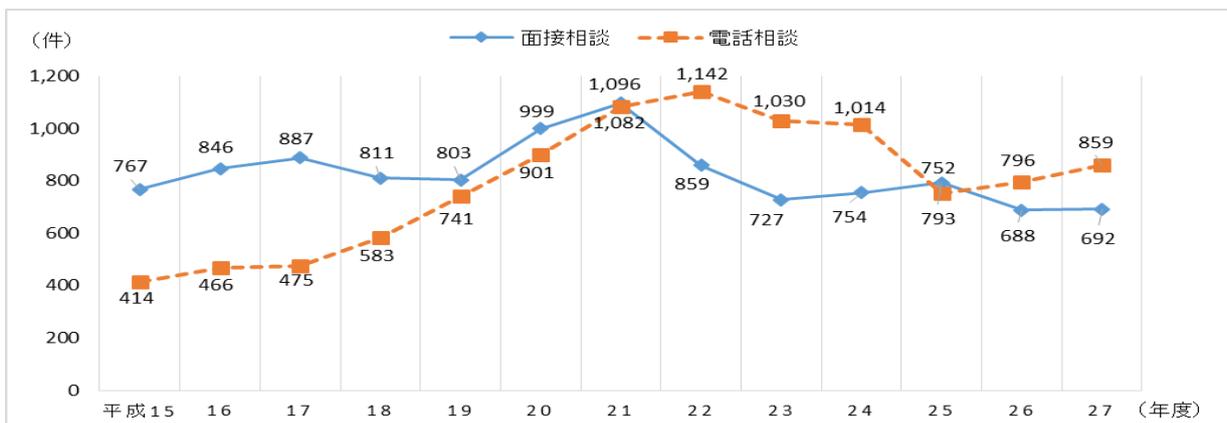
【現状と課題】

女性・子ども・高齢者等に対する暴力は、犯罪となりうる重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に女性に対しては、愛知県女性相談センターに寄せられたドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数が、2015年度（平成27年度）で面接相談が692件、電話相談は859件となり、ピーク時から減少したものの微増傾向がみられ、依然として多くの相談が寄せられています。DV（デートDVを含む）のみならず、性犯罪、売買春、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力や人権を侵害する行為の根絶に取り組んでいくため、啓発や相談窓口体制の充実と被害者の自立に向けた支援を行う必要があります。

子どもに対しては、2009年（平成21年）1月に施行した「岩倉市子ども条例」では、子どもの権利を尊重し、子どもにやさしいまちになることを宣言しています。この条例を実効性のあるものとするため、平成24年度に策定した「岩倉市子ども行動計画」に基づき、具体的な施策を推進する必要があります。また、核家族化や地域コミュニティの弱体化に伴い、家庭や地域における教育力の低下が問題視されており、家庭や地域の教育力を高めることによって、育児不安や児童虐待の防止に努める必要があります。

高齢者に対しては、特に介護を受けている高齢者への虐待が発生しており、高齢者の尊厳と権利を擁護するために積極的な取組が求められています。また、高齢者の孤独死や虐待などの問題に対しては、公助とともに地域における共助の機能を高めることが求められています。第6期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の基本理念にある「いきいきと暮らせる“役立ち感”に満ちた長寿社会」をめざして、同じ地域で暮らす住民同士が、お互いにささえ合う仕組みをつくるために、地域コミュニティを強化し、地域の福祉力を高めることが必要です。

■ DVに関する相談件数の推移（愛知県女性相談センター受付分）（愛知県）



資料：あいちの男女共同参画（平成27年度年次報告書）

取り組むべき施策とその内容	担当課
<p>（１）暴力の根絶に関する啓発活動の推進</p> <p>○重大な人権侵害である暴力は許される行為ではないという意識を、地域社会全体で共有するよう、広報・啓発活動に取り組んでいきます。</p>	危機管理課
<p>（２）女性に対する暴力の根絶</p> <p>○ドメスティック・バイオレンス（DV）を防止するため、DV防止の啓発、各種窓口の情報提供を行い、市民の意識の向上と女性への暴力を許さない環境づくりを目指します。</p> <p>○DVから女性を保護するため、相談窓口の充実を図るとともに、愛知県女性相談センターと協力して早期の保護に努めます。</p> <p>○関係機関と連携をし、DV被害者の状況に応じ自立に向けた継続的な支援を行います。</p>	福祉課
<p>（３）児童虐待の防止・早期発見</p> <p>○家庭児童相談室と学校、保育園、児童館、保健センター、各種医療機関などが連携し、児童虐待の早期発見に取り組むとともに、保健事業と連携した児童虐待防止の啓発、発生予防に努めます。</p> <p>○民生委員・児童委員の協力で実施している赤ちゃん訪問事業※¹などを推進し、通報マニュアルを作成して地域ぐるみでの見守りを強化します。</p> <p>※¹ 赤ちゃん訪問事業：地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう支援するため、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問する事業。</p>	福祉課
<p>（４）高齢者虐待の防止・早期発見</p> <p>○高齢者の虐待を防止するため、広く市民に虐待に関する知識の普及啓発を行うとともに、地域包括支援センターなどの関係機関と連携しながら早期発見、早期対応に努めます。</p>	長寿介護課

基本方向

4 人権の尊重

【現状と課題】

1999年（平成11年）に制定された男女共同参画社会基本法では、男女が互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を発揮し、利益も責任も分かちあう男女共同参画社会の実現が最重要課題として位置付けられています。

しかしながら、障害者、高齢者や在住外国人など社会的に弱い立場にある人々への様々な差別やLGBTに代表される性的少数者に対する理解が不足している現状があります。ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどその他のハラスメントの根絶をはじめ、人権を尊重する観点からの総合的な取組も必要となっています。

近年は情報社会が高度に進展しメディアが多様化する中、インターネット等を利用した新たなサービスが次々に生まれ、利用者の利便性が向上する半面、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報の流通が社会問題になっています。さらに、情報通信技術を利用して、だれもが容易に情報の発信者や受信者になり得ることで、個人情報の漏えいや無断利用、個人を対象とした誹謗中傷などの新たな課題も生まれています。

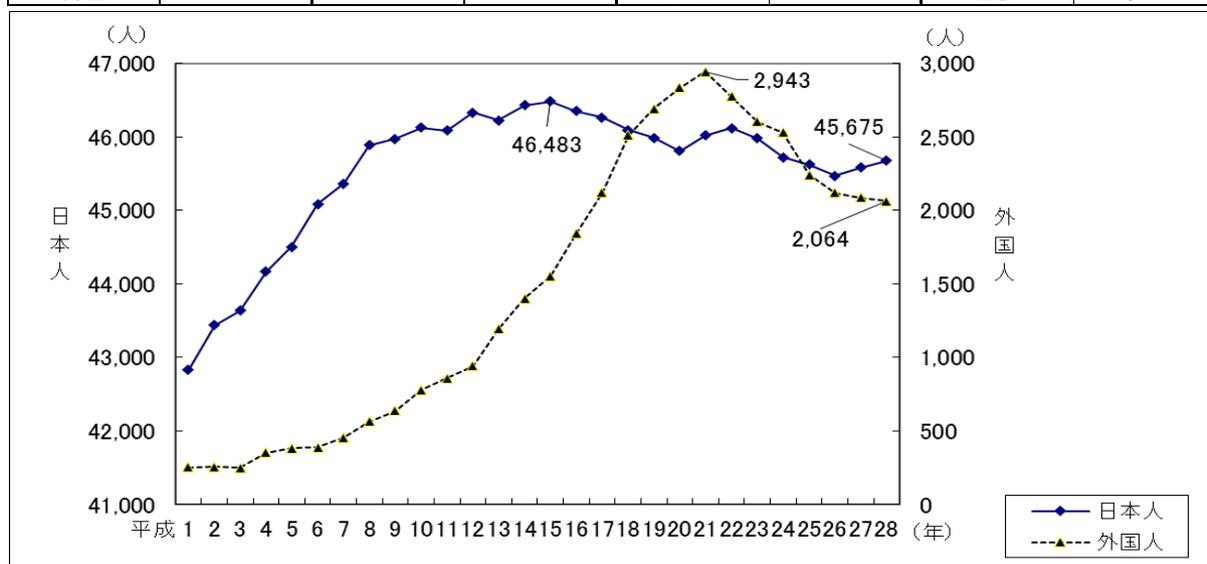
また、市内在住の外国人は、リーマンショック以降減少傾向にあるものの人口の約4.3%にあたる2,000人以上が居住しており、外国人との相互理解を深め、外国人が生活しやすい環境づくりを進める必要があります。

誤った知識や先入観にとらわれ他人を評価したり、自分だけの幸せを求めたりするのではなく、互いの人権を尊重し一人でも多くの人々と手を取りあって、ともに幸せな暮らしを築いていけるよう、あらゆる差別をなくしていくための積極的な取組を強化することが、一人ひとりに課せられた責務です。

■外国人の国別人員数及び外国人総数の推移（岩倉市）

（単位：人）

国籍		国籍		国籍		国籍	
ブラジル	1,094	中国	119	パキスタン	72	ネパール	18
フィリピン	277	ペルー	92	ベトナム	63	その他	85
韓国	150	トルコ	74	ポリビア	20	合計	2,064



資料：市民窓口課（平成28年1月1日現在）

取り組むべき施策とその内容	担当課
<p>（１）人権に関する教育・啓発の推進</p> <p>○幼少期から男女が健全な人間関係を築き、命の尊さ、お互いの性を尊重する教育が浸透するよう啓発活動に努めます。</p>	市民窓口課 学校教育課 子育て支援課
<p>○社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座や認知症サポーター養成講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。</p>	福祉課 長寿介護課
<p>○性差や人権に関する相談に対応するため、愛知県の関係機関と連携を図り、的確な情報収集と相談窓口の紹介に努めます。</p>	市民窓口課 協働推進課
<p>○LGBT に代表される性的少数者に関する情報提供や理解を深めるための啓発に努めます。</p>	協働推進課
<p>（２）セクシュアル・ハラスメント防止の啓発</p> <p>○雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策として、事業者などが配慮すべき事項の普及啓発に努めます。</p>	商工農政課
<p>○学校におけるセクシュアル・ハラスメントの未然防止に努めるとともに、的確な情報収集と相談窓口の紹介に努めます。</p>	学校教育課
<p>（３）国際理解と国際交流の推進</p> <p>○多文化共生社会に向け、外国人との相互理解を図る学習機会の充実に努めます。</p> <p>○広く市民が参加する国際交流に関する講座やイベント、ホームステイ、海外地域への訪問団派遣など、国際交流団体の活動を積極的に支援します。</p> <p>○在住外国人の日常生活上における悩みや問題について対応できるよう、生活環境の整備を図り、「外国人サポート事業」の充実と推進を図り、情報提供や相談など外国人の生活支援に努めます。</p>	協働推進課
<p>○学校教育において人権意識に基づいた国際理解の学習を推進します。</p> <p>○市内へ転入する外国人児童生徒が日本の学校や日常生活に適應できるように、学校生活適應指導を実施し、適切な教育活動を受けられるように努めます。</p> <p>○市内の学校に通学する外国人児童生徒の日本語能力が向上するように、日本語指導を実施し日本語教育の充実に努めます。</p>	学校教育課
<p>（４）人権を尊重した表現の推進</p> <p>○市の広報紙等を通じて人権についての正しい理解を促すとともに、インターネット上の情報を含め、人権を侵害するような有害情報から女性や青少年を守るための啓発を推進します。</p>	市民窓口課 生涯学習課 協働推進課

成果指標	現状値		目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
福祉講座・福祉実践教室等の参加者数（人）	1,137	1,497	1,300	1,500
社会福祉協議会に登録しているボランティア団体の会員数（人）	1,174	5,178	1,400	1,600

成果指標は、第 4 次岩倉市総合計画から引用。

基本目標 Ⅱ 多様な世帯の安心な暮らしを形成する（家庭生活環境づくり）

基本方向

1 多様なニーズに対応した子育ての支援

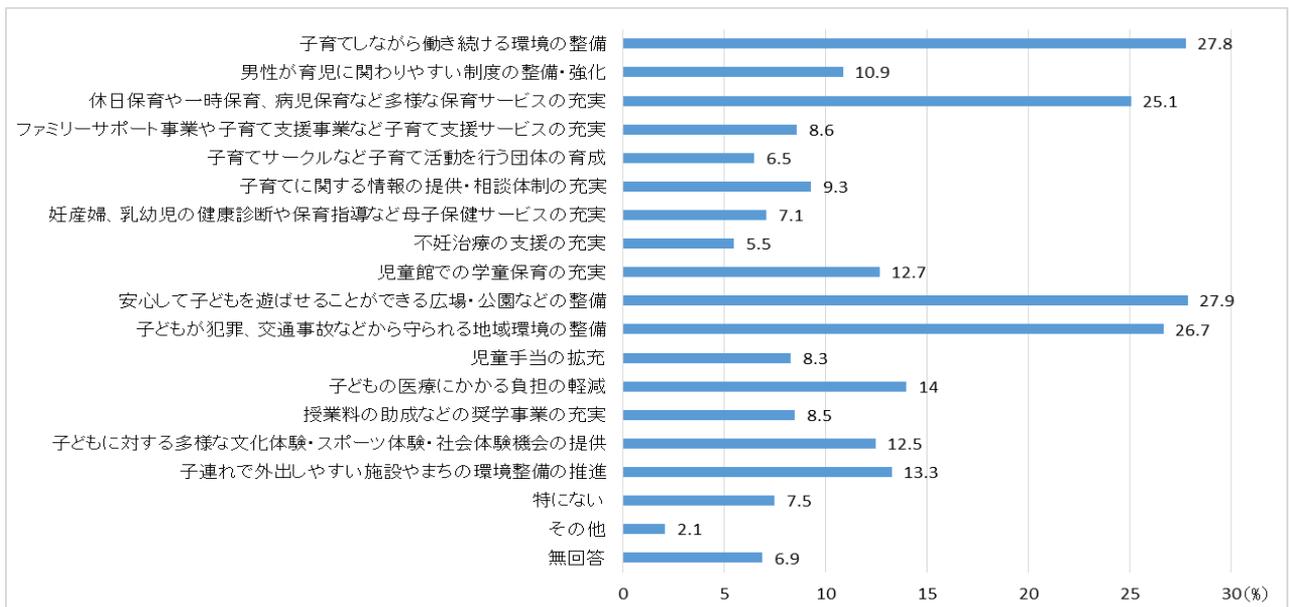
【現状と課題】

あらゆる場で女性の社会進出が進む今日の社会では、家庭の中での男女の負担を変えていく必要があります。しかし、家庭における家事負担の意識をみると、子育てについては夫婦で行うという意識が強くなってきていますが、家庭における食事、掃除、洗濯などの家事分担については「夫」よりも「妻」という意識が強く残っています。子育てに関する施策への要望については、性別による相違はほとんどなく、「安心して子どもを遊ばせることができる広場や公園などの整備」「子育てしながら働き続ける環境の整備」「子どもが犯罪、交通事故などから守られる地域環境の整備」「休日保育や一時保育、病児保育など多様な保育サービスの充実」への要望が多くなっています。家庭における家事分担など男女がともに助けあうための意識改革をはじめ、子育てを取り巻く環境を整え、地域社会全体で子どもたちを支える取組を進める必要があります。

また、核家族化や近隣関係の希薄化などにより身近に妊娠・子育てについて相談できる人がおらず、子育てに対する不安や悩みを抱くなど、孤立化する親が増えていきます。これまで本市で行ってきた母親の仲間づくりのための支援や家庭訪問による相談・指導などの取組に加えて、性別にかかわらず妊娠や子育てに関する知識を十分に普及させるとともに、父親の子育てへの参加促進を図ることが求められています。

こころの問題や成長発達、基礎体力に問題を抱える子どもが増えており、子どもが自分自身を大切にする気持ちを養うことや、食育など心身の健康づくりに関することなど、親が子育てについて学ぶ機会の提供も必要となっています。

■子育てに関する施策への要望（岩倉市）



資料：岩倉市「平成 25 年度市民意向調査報告書」

取り組むべき施策とその内容	担当課
<p>（１）母子の健康づくりの支援</p> <p>○母体となる女性の若い頃からの健康の保持増進と妊娠・子育てへの心構えを育むため、小中学校との連携や成人式などの機会を活用して、女性の健康に喫煙や飲酒が及ぼす影響や妊娠初期の対応、親としての役割、女性特有の病気予防などについての啓発に努めます。</p> <p>○妊婦が安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるように、母子健康手帳交付時に、かかりつけ医による定期的な妊婦健康診査の受診の必要性の指導や、妊娠や子育てに関する知識の情報提供、妊婦の心身面の状況把握や相談支援を行います。</p> <p>○妊婦の不安解消や出産後の育児における孤立防止のために、母親教室等を通して妊婦同士の情報交換や交流の場を設けるなど、仲間づくりを支援します。</p> <p>○父親の妊娠への理解と子育てへの参加促進のため、パパママセミナーや子育てに関する講座の開催と内容の充実を図ります。</p>	健康課
<p>（２）子育て、子育て・親育ち支援</p> <p>○小規模保育事業所や保育園送迎ステーションなどの事業に取り組むとともに、一時保育、病児保育、休日保育などの保育サービスの充実に、引き続き努めます。</p> <p>○公立保育園と私立保育園・認定こども園における、保育の適切な利用調整の実施や交流を推進します。</p>	子育て支援課
<p>○乳幼児を持つ子育て中の親子の交流や育児支援の場として設置している子育て支援センターや生涯学習センターの子供ルームなどの、子育て支援施設が連携し、地域の親子の居場所づくりを進めます。</p> <p>○夫婦がともに育児に関わるように、保健センターや子育て支援センターなどにおいて、夫婦で参加できるセミナーや育児体験発表会、親子教室など家庭の教育力を高めるための情報交換や学習の機会拡充を図るとともに、「子育て・親育ち事業」の推進等により、妊娠や育児、親の役割などの知識の普及に努めていきます。</p>	健康課 生涯学習課 子育て支援課
<p>○ファミリー・サポート・センターの周知に努め、会員拡大や子育てボランティアの育成など、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めます。</p>	子育て支援課
<p>（３）子どもを守る地域環境の整備</p> <p>○各地域の児童の登下校を見守る活動を支援します。また、「こども110番の家」の増設を市民・事業者等の協力を得ながら推進するとともに、不審者情報などの発信に努めます。</p> <p>○幼児の交通安全意識を育てるため交通安全教室を開催するとともに、児童の交通安全を地域ぐるみで見守る活動を育成します。</p>	危機管理課 学校教育課

成果指標	現状値（*はH20及びH25）		目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成27年度	平成32年度
母子保健サービスに満足している市民の割合（％）	67.6 (H22)	76.2 (H26)	75.0	85.0
子育てにストレスを感じている市民の割合（％）	29.5 (H22)	39.5 (H26)	28.5	27.5
幼い子どもを育てる所として”良い”と思う市民の割合（％）	*36.2	*24.0	38.0	40.0
子育て支援や相談など児童福祉に満足している市民の割合（％）	*67.6	*74.3	70.0	77.0
3歳未満児保育の受入児童数（人）	184	222	200	280
保育園の耐震化率（％）	28.6	100.0	100.0	100.0
子育て支援施設の利用者数（人）	6,060	12,261	13,000	13,000
ファミリー・サポート・センターの会員数（人）	262	305	300	330
子育て支援講習会受講者数（人）※	310	657	520	900
子育て・親育ち講座の受講者数（人）	2,000	3,309	2,200	2,500
児童館利用者数（7館平均）（人）	1,380	1,964	1,600	2,000
防犯パトロールなどの取組の支援に対して満足している市民の割合（％）	*74.0	*71.7	76.0	78.0
交通安全教室参加者数（人）	3,302	3,554	3,400	3,500

※以外の成果指標は、第4次岩倉市総合計画から引用。

基本方向

2 高齢者の暮らしの支援

【現状と課題】

本市の2015年（平成27年）10月の高齢者数は11,458人、高齢化率は24.0%となっています。全国平均の高齢化率は26.7%であり、全国平均と比較すると本市の高齢化率は若干低くなっています。また、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）には高齢化率は27.5%に達すると推計されています。

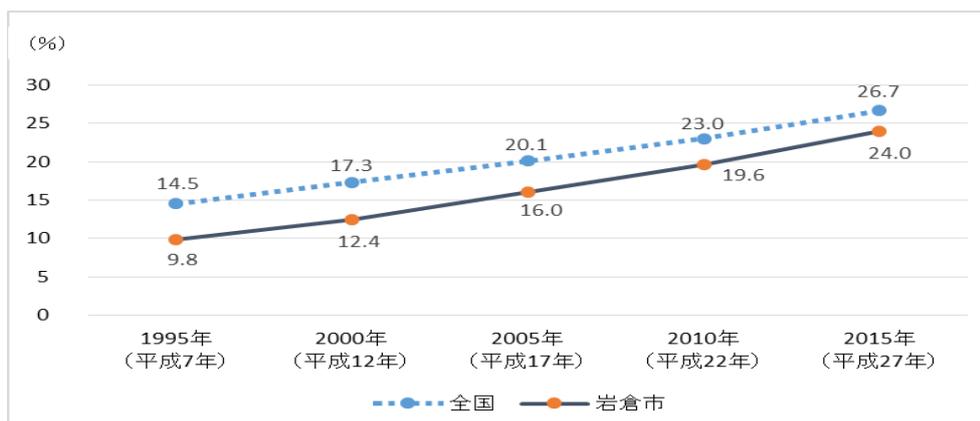
ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が急増しており、高齢者の孤立死も発生しているほか、老老介護の実態もあります。要介護（要支援）認定者の約5割が日常生活に支障を来すような認知症状が見られており、高齢者世帯と認知症高齢者への対応は、高齢者福祉にとって大きな課題となっています。また、高齢者への詐欺商法による被害も発生していることから、成年後見制度※1の活用など、高齢者の生活と権利を守るための積極的な取組が求められます。

本市では、介護保険サービスを受給している人の83%が在宅でサービスを利用しており、要介護（要支援）認定者は、女性が男性の1.9倍となっています。また、75歳以上のひとり暮らし世帯のうち74.5%を女性が占めており、高齢女性の介護は喫緊の課題です。また、介護の担い手としての状況をみると、家庭内での主な介護者もホームヘルパー等の介護労働者も多くは女性であるのが現実です。高齢者の暮らしを支える介護については、受け手、担い手の両面で女性が抱える問題を考える必要があります。

高齢になっても住み慣れた家庭や地域で生活していくための環境づくりは、男女共同参画社会を考える上で重要なテーマの一つであるといえます。

※1 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理などの法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。

■高齢化率の推移



資料：長寿介護課、内閣府「平成28年版高齢社会白書」

■岩倉市における高齢者単身世帯の性・年齢別 (人)

区分	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	計
計	403	372	262	202	143	1,382
	29.2%	26.9%	19.0%	14.6%	10.3%	100.0%
男性	178	116	77	52	26	449
女性	225	256	185	150	117	933

資料：国勢調査（平成22年）

取り組むべき施策とその内容	担当課
<p>（１）高齢者が安心して生活できる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や認知症に対する理解促進と敬愛意識の高揚を図るため、「ノーマライゼーション」の理念の普及に努め、ユニバーサルデザインに基づく環境づくりを進めます。 ○学校などと連携して子どもが高齢者と交流する機会や、地域における高齢者や認知症に関する講座の開催など学習機会の拡充に努めます。 ○高齢者の引きこもりを防止し、社会的に孤立させないため、さくらの家や南部老人憩の家などの活用や、社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロン活動や認知症カフェの支援など、地域における交流の場の充実に努めます。 ○高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、緊急通報システム、生活支援型給食サービス、ねたきり高齢者への訪問理美容サービスなどをニーズに合わせて見直ししながら充実に努めます。 ○認知症サポーター養成講座や介護者を支援するための講座開催時など機会をとらえて、高齢者の暮らしを支える介護について、地域の男女がともに考え行動する機運を高めます。 	<p>長寿介護課</p>
<p>（２）高齢者を支える体制の充実と権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内に２か所設置した地域包括支援センターの周知・機能強化に努め、高齢者の総合的な相談・支援の充実に努めます。 ○高齢者を詐欺などの被害から守り、財産管理等を支援するため、地域包括支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業^{※１}の周知・啓発、利用促進を図ります。 ○在宅介護の負担を軽減するため、介護保険サービスなどの充実に努めます。 ○介護保険サービスにとどまらない様々な支援を行うため、地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議^{※２}等により保健・医療・福祉・介護など関係者の連携を強化し、ネットワークの充実に努めます。 ○高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握し、民生委員・児童委員をはじめ地域住民による見守りや生活を支える地域福祉活動を推進します。 ○支援が必要な高齢者の情報を、市や地域包括支援センターなどの関係機関に迅速に伝わるシステムを構築します。 <p><small>※１ 日常生活自立支援事業：高齢や障害により自分ひとりで判断をすることに不安のある人を対象として、「福祉サービスを利用する手伝い」「生活のためのお金の出し入れ」「重要な書類の預かり」などを行い、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援する事業。国の補助事業として、愛知県社会福祉協議会が事業実施主体となっている。</small></p> <p><small>※２ 地域ケア会議：地域包括支援センター等において多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等をする会議。</small></p>	<p>長寿介護課</p>

成果指標	現状値（※は H20 及び H25）		目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
認知症サポーター養成講座受講者数（人）	1,642	5,218	2,000	8,000
介護保険サービスなどの高齢者福祉に満足している市民の割合（％）	*65.5	*78.3	67.0	80.0
市民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している市民の割合（％）	*75.9	*78.8	77.0	80.0

成果指標は、第 4 次岩倉市総合計画から引用。



基本方向

3 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

【現状と課題】

女性も男性も生涯にわたって健康な生活を送り、互いに身体的性差を十分に理解しあい、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の前提となるものです。特に女性には妊娠・出産の可能性があり、思春期から更年・高齢期にかけて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、特別な配慮が必要です。

また、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか産まないかなどを女性自らが選択し自己決定できるように、社会全体が「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）※1」について十分に理解し、認識を深めることが重要です。

今後、高齢者も含めた成人男女の健康づくりを推進していくためには、関係部署との連携を強化し、健康づくりの支援と参加しやすい場づくりを効果的、かつ、きめ細やかに進めていく必要性があります。

※1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利である。（出典：日本国際保健医療学会国際保健用語集）

取り組むべき施策とその内容	担当課
<p>（１）性差を踏まえた健康づくり</p> <p>○男女の身体的性差や生活習慣の違いなどから、その性差に応じた健康づくりを支援し、その理解のための情報収集や情報提供に努めます。</p> <p>○女性特有の疾病として特に乳がん・子宮頸がんについては、予防・早期発見のためにがん検診の定員枠の拡大を図るとともに、若い世代へのがん検診の必要性の周知や受診勧奨、さらにはがん予防の啓発に努めます。</p>	健康課
<p>（２）不妊治療対策の推進</p> <p>○子どもを産み育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的不安を軽減するために、一般不妊治療費の助成を継続します。</p>	健康課
<p>（３）性感染症対策や性教育の推進</p> <p>○性感染症や人工妊娠中絶は、母体に深刻な影響を及ぼすため、性感染症や望まない妊娠を予防するために思春期からの性教育を実施し、検査や相談を受けやすい環境づくりに努めます。</p>	健康課 学校教育課
<p>（４）成人の健康づくりの支援</p> <p>○市民の健康や健康づくりに対する意識を高めるため、広報紙・ホームページや地区ごとに開催する健康教室などにおいて、生活習慣病に関する知識や健康づくりに関する情報提供と健康教育の充実に努めます。特に若い世代への生活習慣病予防の啓発と健康診査の重要性の周知に努めます。</p> <p>○がん等生活習慣病の予防・早期発見のために、がん検診の定員枠の拡大、医療機関での個別検診の実施や若い世代を対象とした健診事業の充実に努め</p>	健康課

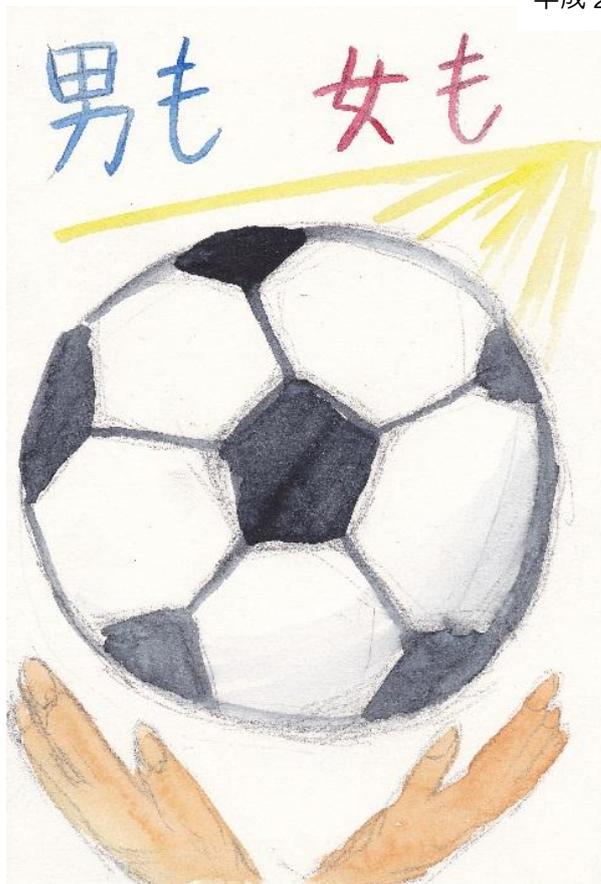
<p>ます。また、歯周病は糖尿病と関連があることから、歯周病の早期発見・早期治療のために、糖尿病予備群に対して歯科健康診査の受診勧奨を推進します。</p> <p>○生活習慣病やその予備群の人たちが悪化及び増加しないように、食生活や運動習慣などの日常生活の改善と自己管理に取り組むための個別相談・個別健康教育等の充実を図ります。また、喫煙や受動喫煙、飲酒が健康に及ぼす影響を啓発し、予防対策を推進します。</p> <p>○市民の健康づくりや健康的な食生活への取組を推進するため、保健推進員や食生活改善推進員とともに活動の企画・事業運営を行うなど、身近な地域における健康づくり活動を支援します。また、老人クラブや民生委員・児童委員等との連携を図り、各地域の状況を把握した上で、地域に応じた健康づくり事業を推進します。</p> <p>○こころの健康を保つことができるよう、また、こころに問題を抱える人への理解が深まるよう、ストレスへの対処法や休養の必要性など、こころの健康に関する知識の普及啓発を推進します。また、過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、保健所や医療機関等の関係機関と連携を図り、相談体制の充実と相談内容に応じた適切な対応に努めます。</p>	
<p>（5）高齢者の健康・生きがいづくりの推進</p> <p>○高齢者の地域社会参加や生きがい活動を推進するため、生涯学習やスポーツ活動への参加機会の提供や、生涯学習センターやスポーツ施設などの利用促進を図ります。また、老人クラブの活動を支援し、高齢者の自主的な団体の育成・支援に努めます。</p>	<p>長寿介護課 生涯学習課</p>
<p>○高齢者が職業経験や技能を生かし、生きがいと健康を目的として働く機会を確保するために、シルバー人材センターの運営を支援します。また、就労を希望する高齢者に情報を提供するために、ハローワークなど関係機関と連携し、パンフレット等を窓口に設置するなど情報提供に努めます。</p>	<p>長寿介護課 商工農政課</p>
<p>○いつまでも健康で元気に暮らせるようにするため、早期からの介護予防の意識啓発と介護予防教室の開催、「ウォーキング事業」の充実など、総合的な高齢者・中高年の健康づくりを推進します。また、65歳節目歯科健康診査時には、歯周病予防とともに介護予防のための支援を推進します。</p>	<p>長寿介護課 健康課</p>
<p>（6）スポーツ活動の充実</p> <p>○多様化するスポーツ需要に対応するため、スポーツ推進委員の確保と初心者が取り組みやすいニュースポーツ^{※2}などの指導者の養成に努めます。また、安心して安全に運動に取り組めるように、相談、指導などができる専門スタッフの確保に努めます。</p> <p>※2 ニュースポーツ：技術やルールが比較的簡単で、多くの人が楽しみながら参加できる、新しく生まれたスポーツの総称。</p>	<p>生涯学習課</p>

成果指標	現状値（*はH20及びH25）		目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成27年度	平成32年度
定期的に健康診査を受けている市民の割合（％）	*36.9	*44.0	40.0	50.0
生活習慣病予防・健康相談等の健康管理や健康づくりのための支援に満足している市民の割合（％）	*82.2	*82.4	84.0	86.0
生活習慣病予防教室参加者数（人）	439	504	480	750
保健推進員や食生活改善推進員の活動への参加者数（人）	11,553	10,276	12,000	12,000
こころの健康教室参加者数（人）	148	105	165	180
60歳以上で1日30分以上歩く人の割合（％）	-	33.4 (H26)	-	40.0
介護予防教室参加者数（人）	212	306	445	510
老人クラブ会員数（人）	4,032	3,227	4,200	4,000
シルバー人材センター登録者数（人）	347	323	370	400

成果指標は、第4次岩倉市総合計画から引用。



平成 28 年度男女共同参画イラスト応募作品



平成 28 年度男女共同参画イラスト応募作品

基本方向

4 様々な家庭への支援体制の整備

【現状と課題】

結婚ないし離婚に対する意識の変化や配偶者の死別に伴い、ひとり親家庭が増加傾向にあります。特に母子家庭においては、経済的な困窮状態のもとでダブルワーク、トリプルワークを強いられ、子どもとの時間を犠牲にしている厳しい現実があります。子どもが直面する不利や困難は「子どもの貧困」という状態を引き起こし、それは母子家庭により顕著に現れていると言えます。このような世帯が経済的に自立した生活を送れるよう、支援策の充実が求められます。

女性は育児や介護などによる就業の中断や、非正規雇用などの不安定な働き方の結果、高齢期の生活水準が低くなりがちです。これに加えて、離婚や配偶者の死別に伴う経済的困窮もあり、女性が貧困に陥るリスクは男性に比べて高く、それが男女別の貧困率の差となって現れています。

障害者については、地域で自立した生活を支えるために相談支援体制や障害福祉サービスの充実が求められています。障害者の地域での生活を支援し、多様なニーズに対応するため、サービス提供事業者と教育、保健、医療、福祉などの関係者によるネットワークを構築し協働することが重要です。

■岩倉市における世帯の家族類型別普通世帯数・普通世帯人員

区分	普通世帯	親族世帯						非親族を含む世帯	単独世帯
		総数	核家族世帯						
			総数	夫婦のみの世帯	夫婦と子供から成る世帯	男親と子供から成る世帯	女親と子供から成る世帯		
世帯数（世帯）	18,952	13,479	11,935	4,300	6,024	272	1,339		
世帯人員（人）	47,029	41,159	34,264	8,600	21,777	630	3,257		

区分	普通世帯	親族世帯					非親族を含む世帯	単独世帯
		その他の親族世帯						
		総数	夫婦と両親から成る世帯	夫婦とひとり親から成る世帯	夫婦、子供と両親から成る世帯	夫婦、子供ひとり親から成る世帯		
世帯数（世帯）	1,544	55	201	286	498	504	263	5,206
世帯人員（人）	6,895	220	603	1,695	2,369	2,008	655	5,206

資料：国勢調査（平成22年）

取り組むべき施策とその内容	担当課
<p>(1) ひとり親家庭への支援の充実</p> <p>○父子家庭を含むひとり親家庭の自立の促進を図るため、母子父子自立支援員による就労相談や貸付制度の紹介などの相談、各種支援制度などの情報提供を的確に行い、それぞれの家庭の事情に合わせて、きめの細かい支援を実施します。</p> <p>○遺児手当、児童扶養手当の支給もれがないよう周知に努めます。</p> <p>○自立した生活をおくるために、技能習得資金、住宅資金等の母子・寡婦福祉資金の貸付制度の周知に努めます。</p> <p>○生活に困窮している人の早期の生活再生を図るため、生活困窮者自立支援相談室にて、相談者に合わせた支援を実施します。</p>	<p>子育て支援課 福祉課</p>
<p>(2) 障害者の生活安定と自立支援</p> <p>○身近な地域で障害者の相談に対応できるように、相談支援事業所や基幹相談支援センターの設置などによる相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、適切な相談支援を実施します。</p> <p>○障害者が安心して地域での生活を送ることができるよう、サービス提供事業者への支援や在宅福祉サービスの充実を図ります。また、教育関係者、保健関係者、サービス提供事業者、障害者関係団体などで構成する地域自立支援協議会を中心として関係者との連携を強化し、障害者の支援に努めます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>○ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。また、商工会などを通じて、地域の障害者雇用に対する理解促進に努めます。</p>	<p>福祉課 商工農政課</p>
<p>○障害者を含むすべての人が気軽に外出できるよう、道路や歩道のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備を推進します。</p>	<p>都市整備課 維持管理課 (施設は所管課)</p>

成果指標	現状値 (*は H20 及び H25)		目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
ひとり親家庭年間相談件数 (件)	260	210	300	320
生活・自立支援など障害者 (児) 福祉に満足している市民の割合 (%)	*75.7	*76.8	77.0	80.0
障害者支援に関するボランティア登録者数 (人)	138	92	150	120
グループホームの入所者数 (人)	6	13	11	16

成果指標は、第 4 次岩倉市総合計画から引用。

基本目標 Ⅲ 多様なライフスタイルに対応した就業・雇用環境を形成する（就業・雇用環境づくり）

女性活躍推進法第6条に基づく推進計画として位置付けています。

基本方向

1 多様な働き方の普及と就業能力の形成

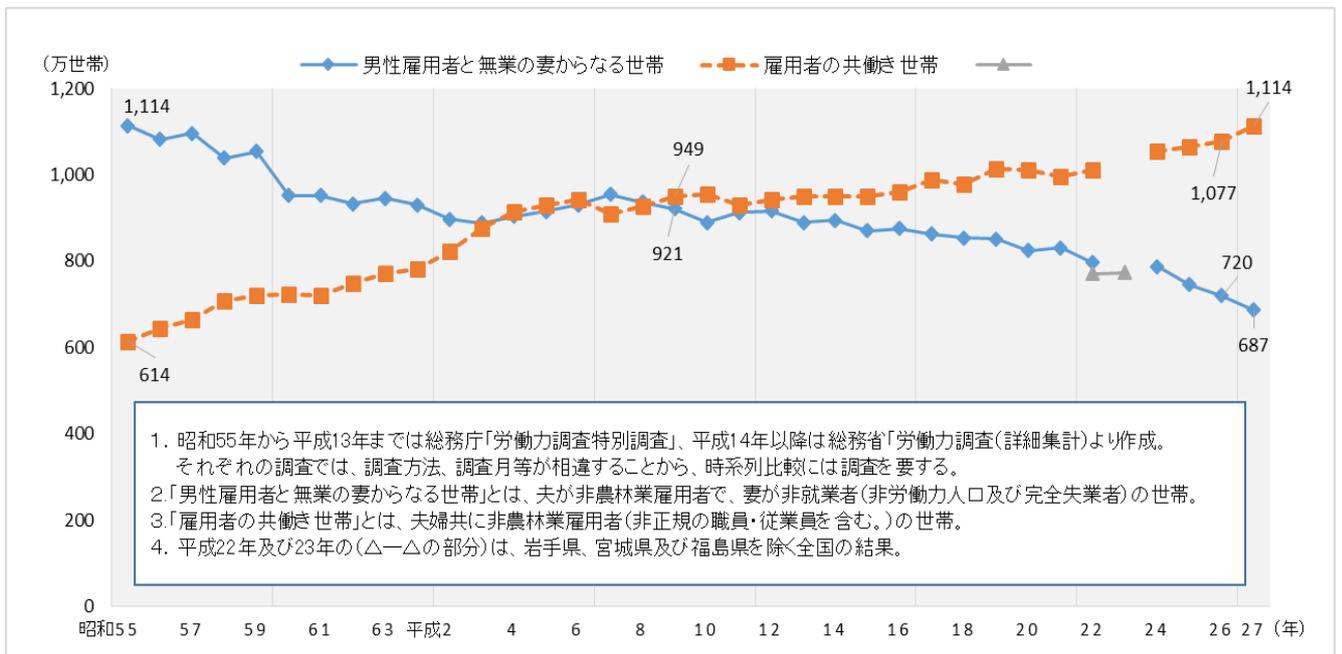
【現状と課題】

我が国では、1997年（平成9年）に共働き世帯が過半数を占めるようになり、本市においても、2010年（平成22年）の国勢調査で共働き世帯数が5,114世帯と、夫のみが働いている世帯数3,601世帯の約1.4倍となっています。

今後、共働き世帯がさらに増加し、高齢化や少子化の進行も伴って、女性や高齢者の雇用・再雇用が増大することが予想されるなど、就業への多様なニーズを支える雇用環境づくりや人材育成・能力開発への支援が求められます。

市内の事業所については、安心して働ける環境をつくることを視野に入れ、市内従業員の雇用状況などの実態を把握するとともに、ニーズに応じて相談事業や雇用情報の提供などの支援をワンストップで提供できる場や機会を拡充することが求められます。

■共働き世帯の推移（全国）



資料：内閣府「平成27年版男女共同参画白書」

取り組むべき施策とその内容	担当課
<p>（１）雇用対策の充実、就業・生活支援</p> <p>○女性にとって働きやすいフレキシブルな労働環境の整備を促すとともに、結婚・出産・育児等の理由で退職した女性が、それまでの経験を生かして再び働くことができるような支援に努めます。</p> <p>○ハローワークなどの関係機関と協力し、若年者や離職者等への就職相談の実施、職業紹介等の情報提供の充実を図ります。また、失業者等の職業能力開発を支援するとともに、就職の機会均等を確保するための啓発に努めます。</p> <p>○関係機関と連携し、女性の起業の支援に努めます。</p>	商工農政課
○離職して厳しい生活環境に置かれている市民に対して、雇用や住宅など生活全般にわたって支援します。	福祉課
○女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に掲げた取組を推進します。	全課
<p>（２）人材育成・能力開発の支援</p> <p>○新たに事業やNPO法人を起こす人を支援するため、起業家セミナー等を実施します。</p> <p>○男女ともに希望する職業や地位に就けるよう、能力開発のための様々な学習の機会や場の提供を図ります。</p>	協働推進課 商工農政課

成果指標	現状値		目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
市内の製造業事業所における従業者数（人）	2,332 (H20)	2,270 (H25)	2,340	2,370
商店（卸・小売業）数（飲食店を除く）（店）	402 (H19)	267 (H26)	406	410
生活保護受給者のうち就労者数（人）	14	6	30	15
就労による自立世帯数（世帯）	13	0	20	10

成果指標は、第 4 次岩倉市総合計画から引用。

基本方向

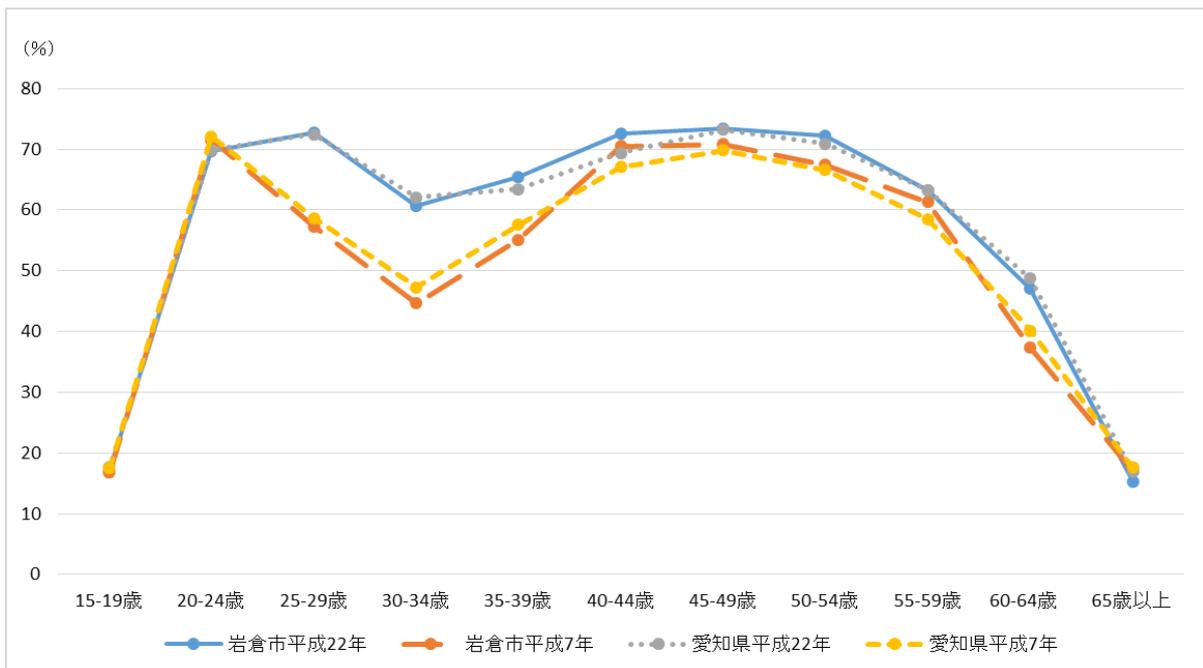
2 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

【現状と課題】

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、就業にかかわる法制度はかなり改善されてきました。しかし、年齢別の就業状況を見ると、男性は20歳代後半から50歳代にかけて一定の就業率を保持しているのに対し、女性は20歳代後半から30歳代にかけて就業率が下がり、その後回復するというM字型曲線を示しています。これは、結婚・出産等を機に仕事からいったん離れ、その後再び就業する現実を反映しています。本市、愛知県ともに、2010年（平成22年）の就業率の落ち込みは1995年（平成7年）に比べて少なくなっていますが、女性の未婚者・晩婚者の増加もその一因として挙げられます。

出産・育児・介護を理由とした離職は、女性の非正規雇用につながり、さらに男女間の賃金格差や貧困の問題につながっていきます。将来にわたり活力ある社会を築いていくためには、女性の能力の活用と経済的自立が不可欠です。

■女性の年齢別就業率の推移



(%)

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上
岩倉市平成22年	17.0	69.7	72.7	60.6	65.5	72.5	73.5	72.2	63.3	47.1	15.3
岩倉市平成7年	16.8	71.6	57.3	44.6	55.1	70.5	70.8	67.4	61.3	37.7	17.1
愛知県平成22年	17.6	69.9	72.4	62.1	63.4	69.4	73.2	70.9	63.3	48.7	16.9
愛知県平成7年	17.4	72.1	58.7	47.3	57.6	67.1	69.8	66.6	58.5	40.1	17.6

※年齢別就業率＝年齢別就業人口／年齢別人口×100

※各年10月1日現在

資料：国勢調査

取り組むべき施策とその内容	担当課
<p>（１）労働環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女雇用機会均等法や育児・介護休業等に関する制度等の周知と普及啓発を進めます。 ○労働時間短縮や労働安全衛生等の労働条件の向上など、適正な雇用・労働環境の整備推進の啓発に努めます。 ○正規・非正規雇用にかかわらず、同一労働同一賃金システムの啓発に努めます。 	<p>商工農政課</p>
<p>（２）女性の就労環境改善に向けた普及・啓発・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市の事業所として市役所が率先して男女平等な採用、登用、職域の拡大に努めます。また、男女格差の是正、女性の就労機会の拡大に向けて、男女ともに働きやすい職場環境づくりについて広く啓発します。 ○保育・保健業務などにおいて、女性の職場という意識にとらわれず、男性有資格者の採用の拡大に努めます。 	<p>秘書企画課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○女性の働く権利の保障と男女が平等に扱われる職場環境づくりに向け、事業所等への啓発を行います。 ○女性が多く就労している介護分野において、給与水準の向上など、雇用環境の改善を促します。 ○女性の農業従事者が適正な報酬を得られるよう、家族経営協定の普及を図ります。 	<p>商工農政課</p>

基本方向

3 仕事と家庭が両立できる環境の整備

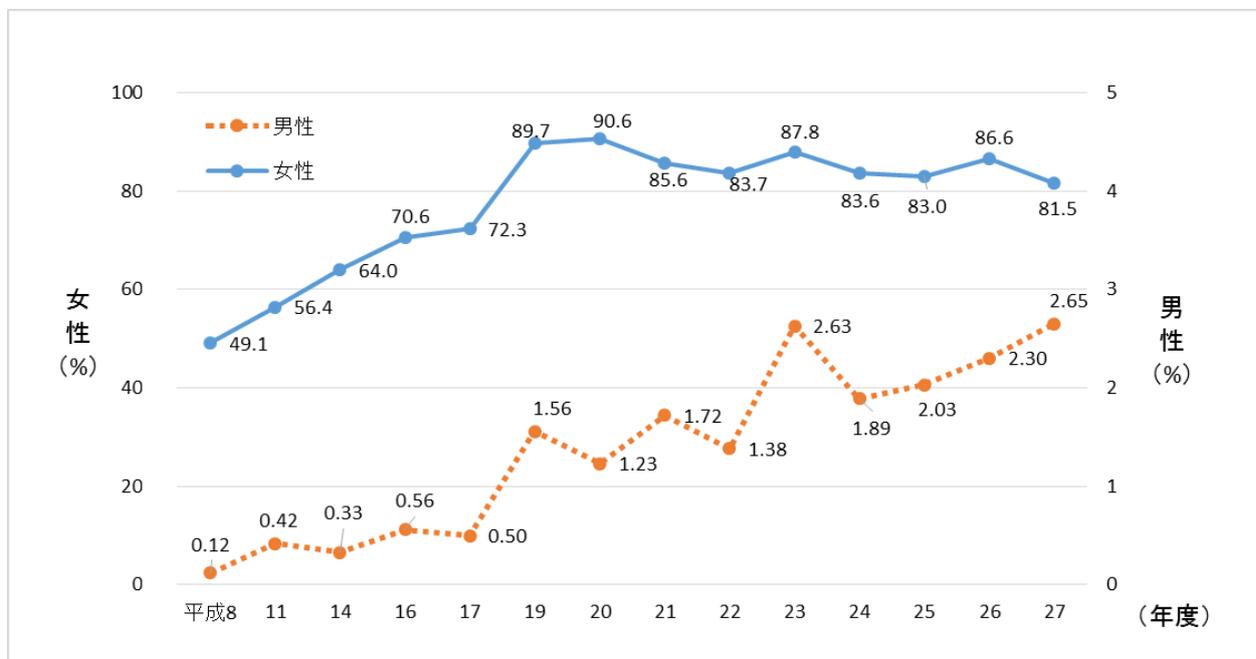
【現状と課題】

男女共同参画社会を実現していくためには、長時間労働を前提とする働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することが不可欠です。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざしていくことが求められます。

男女ともにやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもち、健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和が求められています。平成 19 年 12 月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。愛知県の調査における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の希望と現実をみると、希望としては「仕事」と「家庭生活」あるいは「地域・個人の生活」を大切にしたいと考える人が男女とも多くなっています。しかし、現実には、女性は「家庭生活」を優先、男性は「仕事」を優先となっており、男女とも希望と現実にギャップが見られます。

また、近年、女性の育児休業取得率は 80%以上で推移していますが、男性の育児休業取得率は依然として低く、3%に満たない水準にとどまっています。本市においても、男性の育児休業取得の促進をさらに図っていく必要があります。

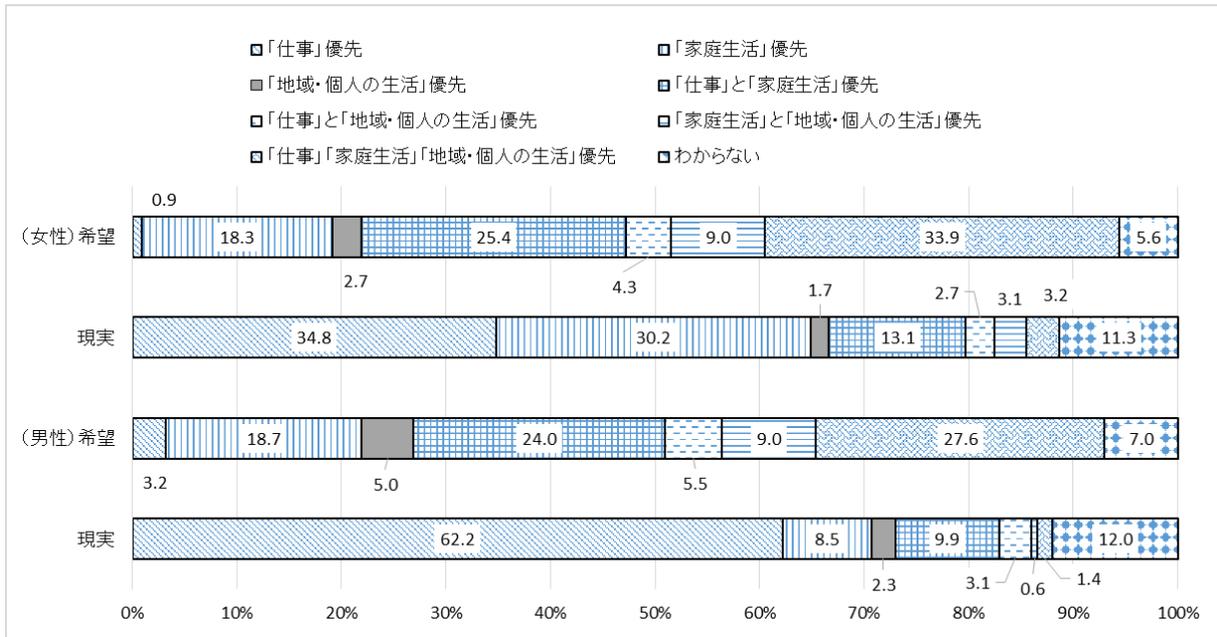
■ 育児休業取得率の推移（全国）



※女性の育児休業取得率は左軸、男性の育児休業取得率は右軸

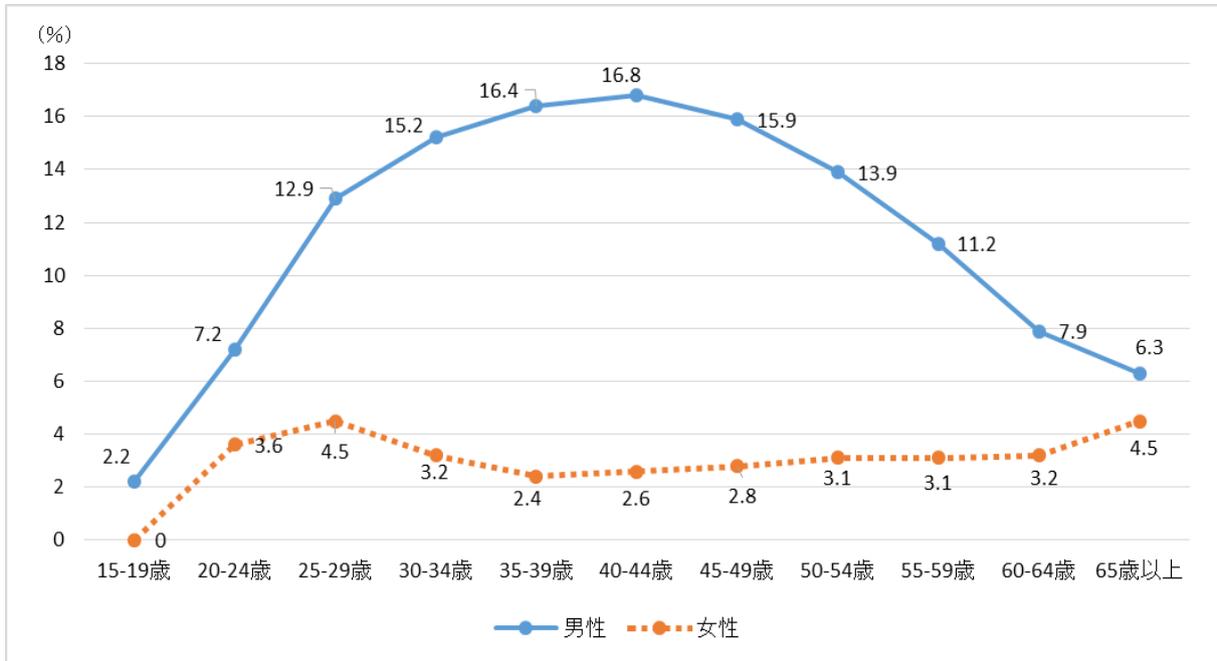
資料：厚生労働省「平成 27 年度雇用均等基本調査」

■仕事、家庭生活、地域・個人の生活への関わり方について（愛知県）



資料：愛知県「平成 26 年第 3 回県政世論調査」（平成 26 年調査）

■週労働時間が 60 時間以上の就業者の割合（全国）



資料：総務省「平成 27 年労働力調査」

取り組むべき施策とその内容	担当課
<p>(1) ワーク・ライフ・バランスの普及</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスの必要性とメリットが、性別や世代に関わりなく、あらゆる立場の人に普及するよう、行政と市民が一体となって啓発活動に努めます。</p> <p>○愛知県ファミリー・フレンドリー企業^{※1}登録、ワーク・ライフ・バランス賛同企業^{※2}など、企業イメージを向上するための制度の周知を図る中で、ワーク・ライフ・バランスの普及に努めます。</p> <p>※1 愛知県ファミリー・フレンドリー企業：仕事と育児・介護とを両立させることができる様々な制度を持ち、多様で、かつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような企業で、一定の要件を備えた企業を奨励・支援する愛知県の制度。</p> <p>※2 ワーク・ライフ・バランス賛同企業：仕事と家庭生活の調和の実現に向けた取組を企業や団体に促すために、あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会が実施するキャンペーンに賛同する企業。</p>	<p>協働推進課 生涯学習課 商工農政課</p>
<p>(2) 家庭生活・地域活動における男女共同参画の促進</p> <p>○家庭において男女がともに家事・育児や介護・看護を担うことができるよう、特に男性を対象にした講座やイベントを開催することにより、育児休業制度や介護・看護休業制度の普及のための啓発に努めます。</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>○地域活動への女性リーダーの登用、地域ボランティア活動への男女バランスのとれた参画促進に努めます。</p> <p>○ホームページに情報を掲載するなど、情報提供に努め、育児・介護などについて学習できる機会を増やします。</p>	<p>協働推進課</p>
<p>(3) 両立を支える支援の充実</p> <p>○働く男女が仕事と家事・育児、介護・看護などを両立できるよう、保育・介護サービスの充実と周知を図ります。</p> <p>○働く男女の家庭や職場などの様々な不安や悩みに対応するため、相談事業を充実し、支援に努めます。</p> <p>○働く男女のグループづくりとネットワークづくりを支援するため、情報交換や交流の場を提供します。</p>	<p>子育て支援課 長寿介護課 健康課 商工農政課</p>

成果指標	現状値		目標値	
	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
市民活動に参加している市民の割合 (%)	10.9	16.3	13.0	15.0

成果指標は、第4次岩倉市総合計画から引用。



平成 28 年度男女共同参画イラスト応募作品



平成 28 年度男女共同参画イラスト応募作品



基本目標 Ⅳ 男女がともに参画する地域社会を形成する

（地域活動環境づくり）

女性活躍推進法第6条に基づく推進計画として位置付けています。

基本方向

1 政策や方針決定の場への参画の促進

【現状と課題】

1999年（平成11年）に制定された男女共同参画社会基本法では、男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別にとらわれることなく個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられています。

男女共同参画社会の実現のためには、これまで男性中心になりがちだった政策・方針決定の場へ女性が参画して、多様な視点を導入し、新たな発想を取り入れていくことが重要です。

本市における審議会等への女性参画の状況は、女性比率が十分高いとはいいがたく、また、女性が含まれていない行政委員会もあります。2016年（平成28年）に施行された岩倉市市民参加条例では、審議会等に多様な人材が参加できるよう公募や市民委員登録についても盛り込みました。今後とも、女性委員の登用向上と、女性が含まれていない行政委員会などの解消のために、実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進していく必要があります。

■岩倉市における審議会等への女性参画状況

	総数	うち女性委員の数 又は 女性委員を含む 機関数	女性比率	県内平均 女性比率 (54市町村)
市町村議会女性議員の状況（人）	15	2	13.3%	15.0%
審議会等女性登用の状況（人）	10	137	26.9%	26.9%
行政委員会女性登用の状況（人）	33	4	12.1%	16.6%
女性を含む行政委員会の状況	6	3	50.0%	60.5%
女性を含む審議会等機関の状況	41	33	80.5%	87.6%

※市町村数は、平成28年度年次報告書公表時のもの。

平成28年4月1日現在

資料：あいちの男女共同参画（平成28年度年次報告書）

取り組むべき施策とその内容	担当課
<p>（１）審議会などへの女性の参画の拡大</p> <p>○女性の声を市政に反映させるため、市の様々な審議会や行政委員会などへの女性委員の登用率を向上させます。また、女性が含まれていない行政委員会などの解消に努めます。</p> <p>○女性の声を一層市政に反映させるため、様々な懇談会やモニター制度への女性の積極的な参画を促進します。</p>	協働推進課
<p>（２）女性の人材育成と能力開発</p> <p>○政策・方針決定過程で参画する女性の人材を育成するため、講座や研修などを通して能力開発などの機会を提供します。</p> <p>○参画意欲のある女性や女性団体のネットワークづくりを支援し、情報交換の場を提供します。</p>	秘書企画課 協働推進課
<p>（３）市職員の能力の活用と職場環境の整備</p> <p>○本市の事業所として市役所が率先して仕事と子育ての両立など、男女がともに働きやすい環境の整備を図っていきます。</p> <p>○本市職員が、男女ともに特定の分野に偏らず、幅広い分野の職務を経験するよう、職域の拡大を図るとともに、女性職員の地位向上につながる研修の充実を図ります。</p> <p>○本市女性職員の意見が行政の幅広い分野に生かされるよう努めるとともに、能力の活用を一層図っていきます。</p> <p>○女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に掲げた取組を推進します。</p> <p>（次ページ参照）</p>	秘書企画課

成果指標	現状値		目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
審議会等への女性登用率（％）	27.0	29.1	32.0	35.0

平成 27 年 4 月 1 日現在

成果指標は、第 4 次岩倉市総合計画から引用。

岩倉市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の目標と取組

■女性職員の活躍の推進に向けた目標

平成 32 年度を行動計画の達成時期とし、次の目標を設定します。

- ①育児休業を取得する男性職員を 1 人以上にします。
 - ②統括主査以上の女性職員の割合を、*35.9%から 40.0%以上に引き上げます。
 - ③管理的地位にある職員に占める女性割合を、*27.3%から 30.0%以上に引き上げます。
- （*は平成 27 年度実績値）

■達成するための取組と実施時期

数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。なお、この取組は、各部局における共通した取組として位置付け、平成 28 年度より実施します。

- ①各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇等）に関する情報をまとめ、制度の利用促進を図ります。
- ②男性の育児休業取得促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修等を実施します。
- ③仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報します。
- ④女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置します。
- ⑤女性職員を対象とする外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）へ積極的に派遣します。

成果指標	現状値	目標値
	平成 27 年度	平成 32 年度
育児休業を取得する男性職員（人）	0	1 以上
統括主査以上の女性職員の割合（%）	35.9	40.0
管理的地位にある職員に占める女性割合（%）	27.3	30.0

成果指標は、岩倉市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画から引用。



平成 28 年度男女共同参画イラスト応募作品



平成 28 年度男女共同参画イラスト応募作品

基本方向

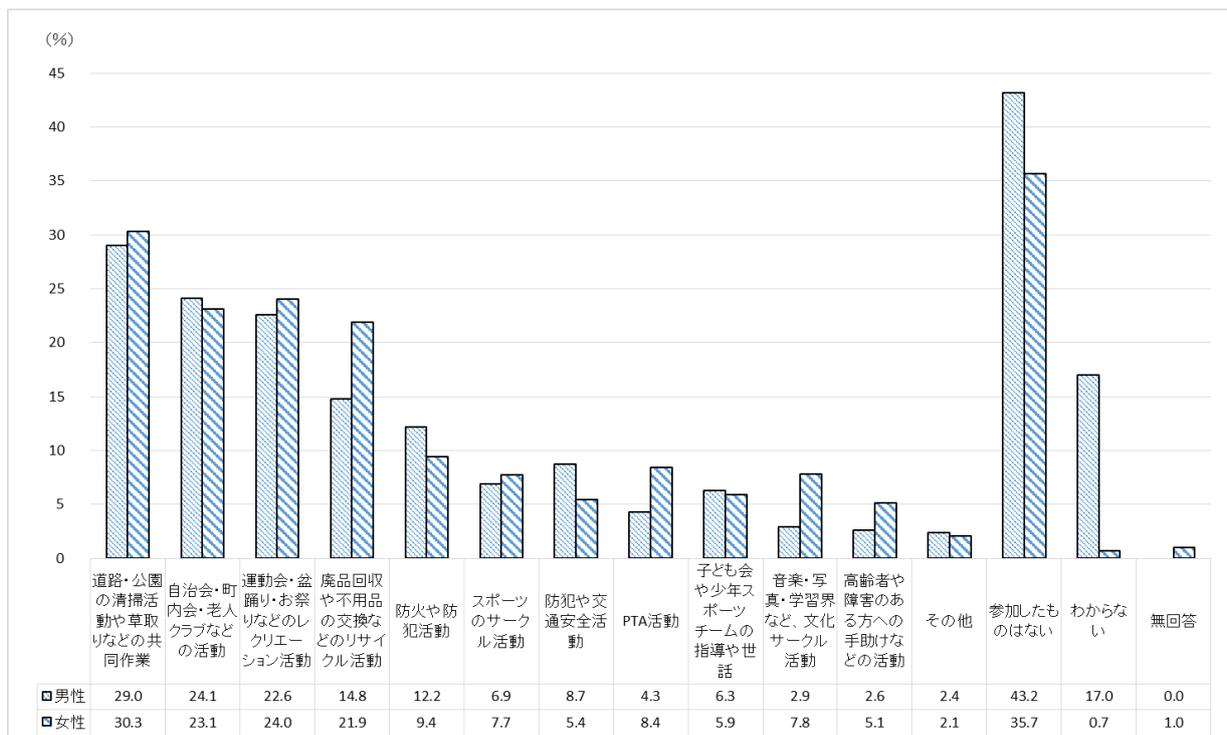
2 地域社会への参画の促進

【現状と課題】

本市では、これまでも市民が幅広い分野で地域活動に自主的・自発的に参画し、まちづくりに大きな力を発揮してきました。2002年（平成14年）6月には、「岩倉市市民活動支援計画」を策定し、市民の自発性に基づく公益的な活動に対しての支援などを行っています。2010年度（平成22年度）には、市民活動の拠点施設として市民活動支援センターを開設しました。2012年度（平成24年度）から市民活動助成金制度を創設し、公益的な活動に取り組む団体の財政面での支援に取り組んでいます。今後、男性も女性も主体的に市民活動に参画できるよう支援を継続し、NPO法人等の市民活動組織の養成に力を入れていく必要があります。さらに2013年（平成25年）には、本市のまちづくりのルールとなる自治基本条例を施行し、2016年（平成28年）には、市民参加条例を施行しました。よりいっそう市民との協働によるまちづくりの推進を図っていくことが必要になっています。

愛知県の調査によると、地域活動への参加経験について、女性は廃品回収やPTA活動などの参加が高くなっています。男性は防火・防犯活動や自治会に参加する割合が比較的高いといえます。一見して差がないように見えますが、男性は参加したことがなかったり、わからないという回答も多く、実態として地域活動は女性の下支えがあってこそ回っていることが垣間見えます。それぞれの地域活動において、男女別の偏りの改善を図りつつ男女共同参画を推進していく必要があります。市民団体や事業者等も含めた市民と行政が、お互いの責任と役割を担いながら協働によるまちづくりを進めていくことは今後ますます重要になります。

■地域活動への参加経験（愛知県）



資料：愛知県「平成25年度県政世論調査」（平成25年調査）

取り組むべき施策とその内容	担当課
<p>(1) 市民活動・市民協働の活性化</p> <p>○これまで女性が下支えしながら男性中心に行われてきた地域事業や活動に対し、男女対等な参画を促進し、それぞれが責任を自覚し、共同参画していく気運を高めます。</p>	協働推進課
<p>○PTAや子ども会などの活動に父親も母親もともに参画し、地域活動の輪を広げていけるよう支援します。</p> <p>○子どもの健やかな成長を図るため、男女の別や年齢層の別を問わない地域ぐるみで子どもを見守り、子育てを支援する環境を整えます。</p>	協働推進課 学校教育課 子育て支援課
<p>(2) 地域コミュニティ活動の充実・支援</p> <p>○地域コミュニティ活動の中心的役割を果たす行政区等や、民生委員・児童委員協議会等の育成と活動の支援を行います。また、子ども会、婦人会、老人クラブ、NPO法人、ボランティア団体など、地域で活動する団体において男女がともに活発に活動できるよう支援します。</p>	協働推進課 福祉課 子育て支援課 長寿介護課 生涯学習課

成果指標	現状値		目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
自分の将来に夢や希望を持っている中学生の割合 (%)	77.0	67.0	80.0	85.0
自分も社会のために役立ちたいと思う中学生の割合 (%)	75.0	70.0	80.0	85.0
あいさつをするなど地域の子どもたちとふれあう機会がある市民の割合 (%)	42.9 (H22)	40.9 (H26)	46.0	50.0
地域等人材活用数 (件)	352	592	370	500
教育活動に参加した地域等人材の人数 (人)	150	207	160	200
身近な地域活動が盛んであると感じている市民の割合 (%)	31.4 (H22)	29.8 (H26)	33.0	35.0
市内のNPO法人数 (団体)	9	13	12	15
まちの縁側 (地域コミュニティスペース) の数 (箇所)	4	7	10	15
ボランティア養成講座受講者数 (人)	23	59	45	65

成果指標は、第4次岩倉市総合計画から引用。

基本方向

3 地域ネットワークによる地域活動環境づくり

【現状と課題】

本市では、行政区等が組織され、行政との連携を通じて、地域コミュニティ形成の重要な役割を果たしています。地域社会へ関わる意識が希薄化し、コミュニティ活動を取り巻く環境が厳しくなっている傾向はありますが、本市では現在、全行政区等で地域安全パトロール隊による防犯パトロールが実施され、自主防災会組織による防災活動の取組も行われるなど、自助・共助を通じた活動が地域づくりへとつながってきています。また、地域において、福祉、子育て、教育、環境など、様々な分野で市民が主体となって解決に取り組む「新しい公共」としての活動が活発化してきています。

地域のことを自ら考え、自ら行動し、行政との協働によって、自助・共助・公助によるまちづくりを進めていく必要性は今後ますます高まり、近年その増加が社会問題となっているニートやひきこもり等についても、地域全体で支えていかなければならない課題となっています。また、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの環境に関する課題も、地域活動からの対応が求められています。男女がともに参画する地域活動環境づくりが、ますます重要になっています。



取り組むべき施策とその内容	担当課
（１）地域リーダーの育成 ○地域の防災・防犯活動や福祉・保健活動など地域コミュニティのリーダーとなる女性の人材育成を進めます。	危機管理課 福祉課 健康課
（２）地域リーダーのネットワークづくり ○各地域が抱える課題などを情報交換する場を設けるなどし、地域リーダーのネットワークづくりを図ります。	協働推進課
（３）子どもや若者の育成支援のためのネットワークづくり ○ニート、ひきこもり、不登校など困難を抱える子ども・若者の支援を行うための広域的なネットワークづくりに努めます。	学校教育課 生涯学習課 子育て支援課 福祉課 健康課 商工農政課
（４）防犯・防災活動や福祉・保健活動への参画の促進 ○地域の防災・防犯活動や福祉・保健活動など地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成・支援の充実と、男女の多様な視点や能力がこれらの活動に反映されるよう努めます。	危機管理課 消防本部 健康課 福祉課 協働推進課
○男女共同の市民参加により地域コミュニティ運用マニュアルを作成するなど、市民のコミュニティ意識の醸成と地域コミュニティ組織への加入促進の支援に努めます。	協働推進課
（５）環境活動への参画の促進 ○地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの環境に関する課題は、日常生活に密接にかかわっており、女性の視点や能力を地域からの環境活動に十分に生かすことができるように支援するとともに、啓発活動に努めます。	環境保全課

成果指標	現状値		目標値	
	平成 21 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
地域自治リーダー養成講座受講者数（人）	-	30	150	150

成果指標は、第 4 次岩倉市総合計画から引用。

本計画に基づく取組の実施にあたっては、国際的な動向や国・県の動向を踏まえつつ、今日に至る市民・行政の男女共同参画の取組を踏まえて、岩倉らしい男女共同参画社会の形成に取り組んでいく必要があります。

本計画の進行管理にあたっては、市民、学識者及び行政職員等で組織する「岩倉市男女共同参画懇話会」により、本計画で位置付けた施策を推進していくための協議や、事業の進捗状況についての評価を行っています。

また、男女共同参画のための施策の進捗状況を把握し、「岩倉市男女共同参画懇話会」の評価や意見を得て、計画の推進に反映していく上で庁内関係各課の協力と連携が必要です。このため、男女共同参画行政施策に関する調査・研究や庁内関係各課の連絡・調整を行う「岩倉市男女共同参画行政推進会議」を運営しているところです。

今後引き続き、「岩倉市男女共同参画懇話会」と「岩倉市男女共同参画行政推進会議」により、市政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行い、男女共同参画社会の実現に向けた本市の計画的な取組を進めます。また、この取組の中で、すべての市職員が男女共同参画の視点を正しく理解し、各種の施策に反映できるよう意識改革のための啓発に努めます。

参考資料

岩倉市男女共同参画懇話会委員名簿（改訂時）

職 名	氏 名
愛知県立大学名誉教授	日置 雅子**
学校法人滝学園非常勤講師	杉浦 まゆみ*
岩倉市婦人会	小笠原 三代子
岩倉市男女共同参画セミナー実行委員	山田 育代
いわくらOYGクラブ代表	加藤 英樹
秘書企画課長	佐野 剛
健康課長	原 咲子
長寿介護課長	山北 由美子
子育て支援課長	富 邦也
商工農政課長	伊藤 新治
教育委員会・管理指導主事	有尾 幸市

※肩書き・役職は委員就任当時のもの。**は委員長、*は副委員長。

（敬称略）

策定の経緯

年 月	事 項	備 考
平成 28 年 4 月～	岩倉市男女共同参画基本計画改訂 準備開始	・資料収集、国・件の計画に係る情報収 集
8 月	・第 1 回岩倉市男女共同参画行政推 進会議	・行政推進会議委員の任命 ・基本計画の進捗調査と改訂の説明
9 月	・第 2 回岩倉市男女共同参画行政推 進会議	・基本計画の進捗状況の検証と改訂作業
10 月	・第 1 回岩倉市男女共同参画懇話会	・基本計画の進捗状況の評価 ・基本計画改訂に対し、意見集約 ・全課に照会（改訂版案）
11 月	・第 3 回岩倉市男女共同参画行政推 進会議	・素案に対する意見の集約
	・各課協議	・各課にて計画（案）について協議
平成 29 年 1 月 5 日～ 2 月 3 日	・パブリックコメント実施 ・パブリックコメントへの対応	
2 月	・第 2 回岩倉市男女共同参画懇話会	・パブリックコメントの結果報告 ・改訂版最終案の確認



岩倉市男女共同参画基本計画（改訂版）

発行年月 2017年（平成29年）3月
発行 岩倉市
編集 岩倉市総務部協働推進課
〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地
TEL 0587-66-1111（代表）
TEL 0587-38-5803（直通）
FAX 0587-66-6100
<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>